

中国の民主化と「法の支配」

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学政治経済研究所 公開日: 2016-12-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 土屋, 光芳 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/18326

中国の民主化と「法の支配」

土屋光芳

《論文要旨》

本稿は中国の民主化について法の支配の観点から考察した。民主化は非民主主義体制から民主主義体制への移行を意味し、政党間の競争選挙がその指標である。法の支配は競争選挙の必要条件である。法の支配を「薄い法の支配」と「厚い法の支配」に区別すると、薄い法の支配から厚い法の支配への移行が民主化である。具体的には1930年前後の汪精衛の「民主化の企て」、戦後の台湾国民政府の民主化、そして鄧小平の改革開放政策を取り上げた。まず汪精衛は孫文の三序（軍政→訓政→憲政）を前提に蒋介石政権の「訓政」を独裁と批判し、「党治」を「法治」にするため訓政時期約法の制定を提起する。この民主化プランは軍事的敗北で実行できなかったが、蒋介石政権を分裂させるインパクトをもった。戦後1947年に国民政府は中華民国憲法を制定、立法院・国民大会選挙を実施して民主化を実現するが、内戦に敗北、蒋介石は戒厳令を発して1947年憲法を凍結して台湾に移る。その後、約40年続く国民党の一元独裁体制は3つの政治規範——国民党一党制、1947年憲法の適用と台湾省の民主化、イデオロギー市場の発展の容認——を維持し、薄い法の支配を実現した。蒋介石の長男の蔣経国は1986年民主進歩党の結成を黙認して国民党一党制を放棄し、87年戒厳令を解除し1947年憲法を復活させて厚い法の支配を達成する。その後、1990年代に李登輝政権は憲法修正によって平和裏に1947年憲法の台湾化を実現した。大陸の共産党政権は文化大革命まで無秩序状態が続き、これを鄧小平が回復してエリートの政治規範を再確立し、改革開放政策に着手した。同時に政治改革も実行され、1986年に趙紫陽の提起した「党政分離」が民主化にとって意味がある。趙紫陽は「党政分離」によって「党治」を「法治」の下に置こうとしたが、この試みは1989年の「六四」（天安門事件）で頓挫した。しかし、他の政治改革はその後も継続し、全国人民代表大会の立法機能の強化と末端レベルの人民代表の直接選挙が実現した。ただし、それらは党支配の強化を目指すもので、せいぜい薄い法の支配を実現したにすぎなかった。

キーワード：民主化、厚い法の支配、薄い法の支配、党治、法治、汪精衛、約法、蔣経国、李登輝、鄧小平、趙紫陽、党政分離

はじめに

2012年11月に誕生した習近平政権は持論の「中国の夢」を掲げ、東・南シナ海の支配権の確立によってアジアからアメリカ勢力を駆逐しようとする一方、国内では汚職の摘発と「法治」の強化によって国家主席への権力集中を図っている。この「法治」は民主化の必要条件とされるいわゆる「法の支配」ではなく富国強兵をめざした中国伝統の法家思想を思い起こさせる。法家思想は「道徳や学問よりも法律を重んじ、法律の実施には信賞必罰を期し、貴族権臣の勢力をおさえ、学者の政治批判を禁じ、農業を基礎とする富国強兵を図り、大帝国の建設を理想とする」とされる⁽¹⁾。習近平政権は表面的には「虎も蠅も退治する」として「法の下での平等」を掲げるが、政敵の粛清と権力集中を図り、旧王朝の継承者を自認して軍事大国化によって領土・領海・領空を拡大して、いわゆる「一帯一路」(シルクロード)構想を進めている。

2015年に設立が決まったアジアインフラ投資銀行(AIIB)は、あるいは新生中華帝国の出発点となるかもしれない。しかし、1911年の辛亥革命以降、中国では民主化をめざして何度か政治改革が試みられ、これら政治改革がヨーロッパ流の立憲国家と法の支配の確立を目指すものだったことを忘れてはならないであろう。まず辛亥革命後、大統領制と議院内閣制の混合型の民主主義体制が樹立され、衆議院・参議院の二院制が採用され、1912年に衆議院選挙(制限選挙)も実施された。

次いで1928年にこの北京政府を倒した南京国民政府は「訓政」を掲げて中国国民党が国民に代わって統治する「党治」を行った。しかし、この訓政時期の「党治」ですら「憲政」に至る過渡期とされていたし、第2次世界大戦後、国民政府は1947年に中華民国憲法(以下、1947年憲法と略す)を制定しただけでなく、1947年に立法院選挙、48年に国民大会選挙をもそれぞれ

中国の民主化と「法の支配」

れ実施し民主化を達成した。しかし、内戦に敗れた蒋介石は戒厳令を発して1947年憲法を凍結し、これら国会議員の多くとともに台湾に移って一党独裁体制を樹立する。1987年に蒋介石の長男、蔣経国総統は戒厳令を解除して1947年憲法を復活させて民主化を達成し、1990年代に李登輝総統が1947年憲法の台湾化を実現した。

他方、共産党政権は内戦には勝利したが、文化大革命に至るまで混乱が続いた。この混乱のあと実権を握った鄧小平は1978年に改革開放政策を開始し経済改革と同時に政治改革にも着手した。1987年10月に趙紫陽が提起した「党政分離」の政治改革は党の機能と政府の機能を分けて「党治」のルール化を試みた。しかし、この試みは1989年の「六四」（天安門事件）で失敗した。他方、経済改革は継続し2000年以降、経済の高度成長を継続させ、2010年を過ぎると世界第二の経済大国となった。最近は「大国」を自任して公然と米国に対して太平洋を二分することを公言し出した。2014年5月に上海で開催されたアジア信頼醸成措置会議で習近平主席は、あたかも戦前日本の天羽声明の「アジア・モンロー宣言」（1934年4月）のように「アジアの物事を運営し、問題を解決し、安全を守るのはアジアの人民であるべきだ」と主張、2015年6月16日、南シナ海での人工島建設は「近く完了」と発表した⁽²⁾。同年9月3日に戦勝記念日軍事パレードを実施して軍事大国を誇示した中国は既に民主化を達成した台湾や韓国などを自らの経済圏に取り込むだけでなく政治的にも吸収するかののような勢いである。

本稿は中国の民主化を法の支配の視点から捉え直す試みである。後者の「法の支配」は、中国法研究者、ピーレンブームによれば、「法が国家と個々の支配エリートの一員に有意味な制約を課することができる体制」と定義される⁽³⁾。前者の「民主化」は非民主主義体制から民主主義体制への移行、つまり、デモクラシーの形成を意味する。民主化の目安は政党間の競争選挙である。競争選挙は、互いに対等な立場を前提としたアクターが暴力に拠るので

はなくゲームのルール、つまり、「法の支配」を受け入れることによって実現できると考えられている⁽⁴⁾。

最近、米国の法律学者のタマナハは著書『法の支配』をめぐって：歴史・政治・理論』で中国の国家主席、ジンバブエの大統領などを含め「世界中の政治指導者が法の支配を唱導している」のを見ると、法の支配と民主主義とをそのまま結び付けることはできないとして次のように指摘した。法の支配は正確な意味が分からないままに、今日の世界で「正当で優れた政治的理想」とみなされている「おかしな状態にある」と⁽⁵⁾。確かに法の支配は歴史上、様々な文脈で使用され、「多義的な概念」といいよであろう⁽⁶⁾。近代立憲主義において法の支配は基本的人権の保障と権力分立と並ぶ3つの特徴の一つとされ⁽⁷⁾、「正当で優れた政治的理想」とみなされているのも確かであろう⁽⁸⁾。しかし、民主化論において法の支配はそのような規範的特徴ではなく、競争選挙の必要条件とみるのが通例である⁽⁹⁾。ここでは以下の議論の前提として法の支配の意味を歴史的起源に遡って確認しておこう。

法の支配の起源の一つは「人の支配」と「法の支配」を対立させるアリストテレスに遡るものであろう。アリストテレスは『政治学』（第3巻第16章）で人の支配よりも法の支配が優れていると主張する。その理由として「激情は役人たちを、たとい最善の人であっても、ゆがませる」からであるとしている⁽¹⁰⁾。アリストテレスは「法」を「欲情を伴わない理知」としているのので、アリストテレスの「法の支配」とは「欲情」よりも「理性」を尊重することの比喩といっよ。他方、中国の春秋戦国時代、法家は儒家の「人治＝礼治」を批判して「法の統治」を強調したが、「法は礼を実現するための保障であり、礼は法の基本思想」であるとされる⁽¹¹⁾。つまり、礼が優位にあるのであり、法は礼を補完する役割しか持たなかったことが分かる。

また、法の支配はヨーロッパ中世の学者にその起源があるともいわれる⁽¹²⁾。中世の学者たちは、法と国家を「異なる二つのもの」とみなし、法

を「国家に依存して存立するものとしてではなく、国家に先行するものとして把握」する。つまり、法の支配は、ダントレーヴによれば、国家の「合法性」を意味するものであった⁽¹³⁾。その場合、国家は「法の何らかの基礎の上に置き」、「或る法的行為の結果」とみる⁽¹⁴⁾。さらにダントレーヴは法の支配という「古来の観念の制度的実践」が立憲主義であると指摘している⁽¹⁵⁾。この立憲主義（constitutionalism）、ないし立憲的支配（constitution rule）は、政治学の定評のある英文の教科書によれば、「政府を法で基礎づける慣習、実践及び価値の混合物」と定義され、「この立憲主義がなければ、憲法は単なる資格証明に過ぎなくなる。…共産主義国家は頻繁に新憲法を公布するが、それらの内容はほとんど支配政党のその時々を反映したものである」と指摘している⁽¹⁶⁾。

また、法の支配は、1世紀ほど前、法制史家のダイシーがイギリス憲法の歴史的特徴であると指摘し⁽¹⁷⁾、「議会主権」を保証する原理とみなされた⁽¹⁸⁾。ダイシーは法の支配の意味を、第1に法の優位（理性と正義の観念）、第2に法の前への平等（制限政府、権力分立に繋がる）、第3に通常法の結果としての憲法（コモン・ローの伝統）の3点にまとめた⁽¹⁹⁾。ダイシーの説は19世紀末、社会立法の増加によって議会主権が浸食されつつあるという危機感がその背景にあった⁽²⁰⁾。他方、1930年代の全体主義の台頭に直面して議会政治の危機が叫ばれたとき、ドイツがなぜナチスによる「合法的な」政権掌握を許したか、その理由についてF・ノイマンは「法の支配」の観点から考察している。すなわち、イギリスの場合、中産階級の立法作成への参加という「法の源泉」に関心があったのに対してドイツの法理論は「実定法の解釈に関心があって法の源泉にはなかった」と鋭い指摘を行った⁽²¹⁾。

ダイシーとほぼ同時代の社会学者、M・ウェーバーの支配の三類型——すなわち、カリスマ的支配、伝統的支配、合法的支配——にあてはめるならば、「法の支配」は「合法的支配（依法的支配）」に相当する。ウェーバーは支配

を正当化する信念に着目し、合法的支配はその信念を個人のカリスマ的能力や古くからの伝統ではなく「合理的な根拠——制定された法規の合法性に対する信念と、それらの法規の下で当局者になった者の命令権に対する信念（合法的権威）」に拠るものであると指摘した⁽²²⁾。

このように歴史的にみれば、法の支配は人の支配と区別して情念に左右されない理性的なもの、国家の「合法性」（その制度化が「立憲主義」）、議会主権の保障、支配の正当化の一種（合法的支配）など、確かにさまざまな文脈でいろいろな意味で使用されてきたといえる。しかし、法の支配はタマナハのように「正当で優れた政治的理想」、つまり、規範的目標とみるよりも民主化の必要条件と見る方が政治分析に有益であるというのが筆者の立場である。

ここでは民主化論の立場から法の支配を、ダイヤモンドとモルリーノが行ったように、「薄い法の支配」と「厚い法の支配」に概念的に区別することにしよう。薄い法の支配とは、「政府アクターが暴力を独占することによって国内秩序を維持する」ものである⁽²³⁾。改革開放後の中国は「法政改革」に努め、「法治」を推進してきたとされるが、党の政府に対する「指導」を否定しない以上、中国の「法治」は薄い法の支配ということができよう。他方、「『厚い』法の支配概念は民主政治の文脈の方で有意のものである」。したがって、「『よい』（本質的にリベラルな）デモクラシーは法の支配が強力でたくましく、広く普及し自己維持するものである」。後者の厚い法の支配が具体的に対象とするのは、オドンネルによれば、法制度、国家・政府、裁判所とその付属機関、国家制度一般、社会的文脈、公民権・人権に関連するものである⁽²⁴⁾。

こうしたダイヤモンドとモルリーノの薄い法の支配と厚い法の支配という二分法を使用するならば、民主化は、薄い法の支配から厚い法の支配への移行を意味することになる。つまり、民主化は暴力の独占による国内秩序の維

中国の民主化と「法の支配」

持からリベラル・デモクラシーが国家、政府機関、社会制度に浸透し拡大していくプロセス、ということになる。民主化論はこのプロセスを動かしていく諸アクターの関係に注目することによって民主化過程のダイナミクスを明らかにすることに分析の特徴がある。民主化過程の重要なアクターとしては、まず体制側と反対勢力に分け、次に体制側を保守派と改革派に、反対勢力を穏健派と急進派にそれぞれ分ける。民主化の前提として体制側と反対勢力が相互に対等なアクターと認めるか否かが重要である。次いで民主化過程の特徴は体制側と反対勢力のどのアクターがリーダーシップを取ったかで決まる。体制側の改革派がリーダーシップをとる場合を「上からの民主化」、反対勢力の穏健派がリーダーシップをとる場合を「下からの民主化」と呼び、体制側の改革派と反対勢力の穏健派が協力する場合を「上と下との共同行為による民主化」と筆者は呼んだ⁽²⁵⁾。それ以外の場合では暴力が伴い、民主化は起きない。たとえば、体制側の保守派がリーダーシップをとれば、「反革命」であり、反対勢力の急進派がリーダーシップをとれば、「革命」ということができる。

さて、中国大陸では1911年の辛亥革命後、民主主義体制が樹立されたが、これまでこの事実はそれほど強調されなかったのではなかろうか（詳細は拙著『中国と台湾の「民主化の試み」』第2章第1節を参照していただきたい）。ここではそのポイントだけを指摘しておく。辛亥革命では、南京で革命派が臨時政府を樹立し、その後、臨時政府側と清朝の軍事力を支える袁世凱との間で取引が成立した。それは袁世凱に総統職を譲る代わりに清朝皇帝を退位させるというのであった。こうして革命は成功し中華民国は衆議院と参議院の二院制を採用した。1912年に衆議院選挙は複数政党による競争選挙（ただし、制限選挙）で行われ、民主主義体制は設定されたのである。この選挙は国民党（革命政党の同盟会を議会政党に改組したもの）の勝利で終わった。しかし、その直後、総統の袁世凱は国民党の党首、宋教仁を暗殺しただけで

なく、さらに自らも皇帝に就こうとした。しかし、袁世凱の企ては共和制支持者（「改革派」）の反対にあつて失敗し、その後、清朝の復辟もまた失敗し、こうした危機を乗り越えて中国史上、最初の民主主義体制は生き延びたのである。この民主主義体制が崩壊する原因は色々あるが、筆者はその制度的特色に注目した。それは大統領制と議院内閣制をミックスした混合型であり、この制度は総統（大統領）と総理（首相）が対立する可能性をはらんでいたのである。実際、総統と総理の対立が軍事的なそれに発展し、ルールよりも力を優先するようになり、北京政府はいわゆる軍閥政権と変わらなくなり、民主主義体制としての權威を失っていった。

以下、中国の民主化の試みはなぜ大陸で失敗したのに対して台湾で成功を収めたのか、その原因を法の支配から考えてみたい。具体的に検討するのは、まず中国国民政府の時期、1930年前後に汪精衛が試みた「民主化の企て」、次に1990年代前後の台湾の国民党政権の民主化の成功、最後に1989年の「六四」（天安門事件）で失敗した共産党政権の「政治改革」である。

1. 汪精衛の「民主化の企て」

—「約法」による「党治」のルール化—

1928年末に北伐軍が北京を占領して南京国民政府は中国の中央政府の地位を手にした。北伐軍は各地の軍閥の混成軍であったため、北伐軍総司令の蒋介石（1887-75）が名実ともに中央政権の指導者となるためには各地の軍閥を自らの統制下に置く必要があった。同時に国民政府はそれまで「訓政」を掲げて国民党が国民から政権を預かるとしていたので、孫文の三序（すなわち、軍政、訓政、憲政）に従っていかにして訓政を憲政にするか、という重要な政治課題があった。本節で取り上げるのは、後者の政治課題をめぐって1930年から31年にかけて反蔣大連合を指導した汪精衛（1883-1944）の

「民主化の企て」である。この反蔣大連合で汪精衛は蒋介石政権の訓政を独裁と批判して憲政に移行するための民主化プランを提起した⁽²⁶⁾。汪の民主化プランは、簡潔に言えば、訓政の党治を憲政の法治に変えるため「訓政時期約法」を制定しなければならないというものである。最終的に汪精衛らの反蔣大連合は軍事的に蒋介石側に敗北して民主化プランは実行の機会が得られなかったが、興味深い点は、汪の問題提起が蒋介石政権を瓦解させる大きなインパクトを持ったことである。汪が提起した訓政時期約法はどのような特徴があり、なぜ蒋介石政権の瓦解につながったかについて、考察してみよう。

まず汪精衛の民主化プランは訓政の党治を憲政の法治に変えるために訓政時期約法の制定が必要であるというそれであるが、汪の主張の特徴は何であろうか。第1に孫文の国家建設プランで描かれた「軍法の治」、「約法の治」、「憲法の治」の三序に根拠を置いている⁽²⁷⁾。特に1917年に孫文が「孫文学説（心理建設）」第6章（能知必実行）で、この三序を「軍政時期」の「軍法」、「訓政時期」の「約法」、「憲政時期」の「憲法」と明記した点に注目した。こうして約法を憲法とは区別したうえで、三序のなかでもその中間時期の訓政時期約法を取り上げたのである⁽²⁸⁾。確かに孫文は「孫文学説（心理建設）」第6章で「第2に過渡期の時期として、この時期に約法（現行の北京政府のそれではない）を施行して、地方自治を建設し民権の発達を促進する」と述べている⁽²⁹⁾。汪のこの約法論は、蒋介石政権がすでに1929年3月に起草した「訓政綱領」に基づき、訓政時期は「総理遺教を最高指導原則とし約法は必要ない」という胡漢民の主張を批判したのもであったのである⁽³⁰⁾。

第2に「訓政時期約法」を「政府と人民との関係を確定し、人民の権利に対する政府の干渉の程度を一定に限るもの」と規定し、それによって「一方では人民を訓練し、他方では人民に一定の権力を与えなければならない」としていた⁽³¹⁾。このように訓政時期約法は個人の権利に対する政府の干渉を

制限すると同時に、人民を訓練し一定の権力を与えるものだというのである。そのような約法の制約の下で「党治」を行うように汪は訴えたのである。端的に「党治」は民主政治を達成する手段でなければならぬと主張した⁽³²⁾。こうして蒋介石政権を「党治」が蒋介石の「人治」となり、独裁であると批判したのである。実際、汪精衛たちは蒋介石政権に対抗して北平（北京）で閻錫山や馮玉祥等の軍事力を背景に反蔣大連合を結成して「拡大会議」を開催し、約法（いわゆる太原約法）制定を目指した。この拡大会議で汪精衛側は、蒋介石政権の訓政が党治の名を借りた「個人独裁」になっているのは、約法を制定していないからであるという批判を繰り広げたのである。結局のところ、拡大会議側は蒋介石軍との戦いに敗れただけでなく張学良が蒋介石支持を明確にしたことによって瓦解し、汪精衛の民主化プランも実を結ばなかった。

第3に指摘したいのは、拡大会議側が起草した太原約法草案は蒋介石政権に敗北したため公布されることはなかったが、この草案が中国の憲法史上、「人民の権利と自由の規定」で「もっとも整ったものである」と今日でも評価されていることである⁽³³⁾。

要するに、反対勢力を率いた汪精衛等は、蒋介石政権の「党治」を、約法がないから独裁であると批判したが、この主張は訓政時期約法の制定によって党治をルール化して法治に近づけ、憲政への道筋をつけようとする「民主化の企て」だったということができよう。興味深いことに蒋介石がこの訴えを取り上げて約法制定に乗り出し、いわば改革派の立場を明確にしたのである。それどころか蒋介石は約法制定に反対して審議にかけようとしなかった立法院長の胡漢民（保守派）を幽閉して約法制定を急いだのである。1931年5月に蒋介石政権側も訓政時期約法を制定したことによって一見すると汪精衛たち反対勢力側の要求が通ったようにもみえる。しかし、蒋介石側の約法は法治を目指すものではなく党治を正当化することに力点があったし⁽³⁴⁾、拡

大会議側が蒋介石側に軍事的に敗北したので、汪精衛たちの太原約法は草案のままで終わってしまうのである。

このように汪精衛の「民主化の企て」そのものは失敗したのであるが、実際に蒋介石政権に大きなインパクトを与えたのである。そのインパクトは主に2つある。その一つは蒋介石側が汪の拡大会議側に対して軍事的に勝利したにもかかわらず、この約法問題が結果的に南京政府を分裂させるきっかけとなったことである。すでに指摘したが、蒋介石は立法院長の胡漢民に約法制定の準備をするように促したが、胡はこれを無視した。そのわけは、すでに指摘したが、胡漢民は、制定した「訓政綱領」（1928年10月3日）を「約法」とみなしていただけでなく、立法院は「約法」の審議機関ではないとも考えていたからである。それ以上に当時の胡漢民がもっとも懸念したのは、蒋介石が主席、次いで総統になるつもりではないかというものだったとその回想録で書いていた⁽³⁵⁾。いずれにしてもこの胡漢民幽閉事件が起きると広東派の政治家たちは続々と南京政府を辞職し広東に向かって南下していった。広東派の指導者が胡漢民であったからである。

もう一つのインパクトは、広東派を中心とする反蔣勢力は1931年5月に広州に集結して非常会議を開催し、2回目の反蔣大連合を実現し、汪精衛も招かれて、別個の国民政府が樹立されたことである。その数カ月後、「九一八」（満州事変）が勃発する。南京政府は対日「不抵抗」に終始して日本に「東三省」占領を許し、国民の批判が強まり、蒋介石は下野を余儀なくされた。一方、非常会議は保守派が牛耳っていたので、汪精衛は同志である改組派の参加を拒否されるなど、冷遇された結果、蒋介石との合作に傾いていく⁽³⁶⁾。胡漢民が釈放されると南京と広州の両国民政府の統合が進む。しかし、汪精衛は広州政府とは別個に南京政府との統合を進め、その過程で南京政府に対して政府の機構改革を求めた点が重要である。それでは政府機構をどのように変更しようとしたのであろうか。

第1に政府主席を象徴的な地位する。

第2に行政院長が政治責任を負う。

第3に総司令を廃止する⁽⁹⁷⁾。

全体としてみれば、このような政府機構の変更は、南京政府の集権的性格をより分権的なそれに変えようとした点で薄い法の支配を厚い法の支配に移行させようとしたものといってよいであろう。特に政治の責任を主席の手から行政院長に移した点が重要であり、1932年1月28日に蔣汪合作政権が成立し、汪が行政院長に就いた。一見すると改革派の蒋介石と穏健派の汪精衛が協力してより民主的な政権を作ったようにみえるので、後の李登輝政権が実現したような「上と下との共同行為による民主化」に似た部分もないわけではない。しかし、同政権では共産党討伐が優先された結果、軍事委員会委員長に就任した蒋介石が実権を握り、汪の行政院長の権限は名目的なものにすぎないことが徐々に明らかになってくる⁽⁹⁸⁾。それにもかかわらず、現実的な政治家として汪精衛は政権に入った以上、次の憲法草案の作成作業を進めて、憲政と法治が実現するのを待てばよい、と考えていたのかもしれない。そうであれば、汪の「民主化の企て」はある程度成功したともいえるであろう。

他方、蔣汪合作政権の差し迫った課題は、国内政治ではなく対日関係であり、1932年1月28日の政権発足と同時に起きた「一・二八」（上海事変）の収拾であった。この「一・二八」は5月5日に停戦協定の締結となり、日本軍の撤退も実現する。残る難問は「九・一八」（満州事変）後、日本の占領下にあった東北問題の解決であった。実際、国内統一を優先して対日抵抗が後回しにされ、1935年に日本軍の南下が始まると軍事的背景を欠いた汪精衛の対日外交はその場しのぎにならざるを得ず、日本軍に対して妥協を余儀なくされる。そのため外交部長を兼務していた行政院長の汪は国民の批判を一手に引き受け、同年11月1日にテロで負傷して失脚するのである。

2. 蔣経国・李登輝両政権 — 1947年憲法の復活と台湾化 —

さて、蒋介石は戦後の国共内戦に敗れて大陸から逃れた台湾で一党独裁体制を構築する。蒋介石の一党独裁体制の特徴は、松田康博によれば、「あくまで危機に際して緊急避難的に選択された独裁」、あるいは「憲法に依拠した臨時独裁」である⁽³⁹⁾。この指摘は蒋介石の独裁がカール・シュミットのいう「主権独裁」（新たな秩序を創出する）ではなく「委任独裁」に近かったことを示唆していて興味深い。委任独裁とは「既存秩序全体を」除去するのではなく、「憲法の具体的存立を守るための、そのおなじ憲法を具体的に棚上げする」ものである⁽⁴⁰⁾。国民政府は台湾に移る前の1947年1月に中華民国憲法（1947憲法）を制定し、同年11月の国民大会代表選挙と翌48年1月の立法委員選挙を実施した。しかし、1948年3月に第1期国民大会は、内戦状態にあるという理由で4月18日に動員戡乱時期臨時条款を通過、総統に非常大権を与え、総統の蒋介石は1949年5月19日に戒嚴令を布告した。蒋介石は選出されたこれら国会議員の多くとともに台湾に撤退した後、1947年憲法の効力を停止して（廃止でないから、「委任独裁」に相当する）一党独裁体制を打ち立てたのである⁽⁴¹⁾。1947年憲法の効力停止は蒋介石の息子の蔣経国が1987年に戒嚴令を解除するまで続いた。

ここでは台湾で蒋介石が樹立し、約40年続いた国民党の一党独裁体制には3つの政治規範があった点に注目しよう⁽⁴²⁾。第1に国民党一党制の保持⁽⁴³⁾、第2に1947年憲法の維持⁽⁴⁴⁾と台湾省の民主化⁽⁴⁵⁾、第3にイデオロギー市場の発展の容認（ただし、「反共」と体制批判禁止）である。言い換えれば、これらの政治規範は、国民党の「党治」を維持する一方、1947年憲法によって国民政府を中国全体の政権と擬制して台湾省を民主化しながら対外的に「反共」の自由主義陣営に属する立場を明確にしていたのである。

蒋介石の一方独裁体制下、これら3つの政治規範は東西冷戦の開始と1950年の朝鮮戦争の勃発によって定着し、その後、約40年近く機能し続け、薄い法の支配が実現したのである。これらの政治規範の内、第1の国民党一党制は民主進歩党（以下、民進党）の結成された1986年9月28日に終わり、第2の1947年憲法は蔣経国（1910-88）が戒厳令を解除した1987年7月14日に復活した。第3の政治規範のうち「反共」は公式のイデオロギーとして持続し⁽⁴⁶⁾、台湾独立派を排除する根拠の動員戡乱時期臨時條款は1991年5月1日に効力を停止し、体制批判禁止に関しては「報禁」の解除された1988年1月1日に終わった。

これら3つの政治規範が台湾を約40年間支配した結果、薄い法の支配が達成されると同時に3つの政治課題が出現した点に注目しよう。第1に国民党一党制は「外省人」の「本省人」に対する支配服従関係を生み、その結果、本省人（台湾人）が独自の台湾人アイデンティティを持ち、外省人と本省人の間にいわゆる「省籍亀裂」が生まれたことである⁽⁴⁷⁾。こうした社会的亀裂は民主化後の台湾の政党制の性格を規定し⁽⁴⁸⁾、外省人を中心とする国民党は「統一」を、台湾人からなる民進党は「独立」をそれぞれ指向するという分極化の傾向が生まれた。第2に1947年憲法に基づいて大陸で選出された国会議員（国民大会代表と立法委員をさす）の大半が台湾に移り、これら非改選の国会議員（いわゆる「万年議員」）が蒋介石の一方独裁体制を支えた。かれら「万年議員」の存在は1987年の戒厳令解除で1947年憲法が復活した時、憲法問題として浮上した⁽⁴⁹⁾。第3にイデオロギー市場の発展の容認によって台湾が自由主義陣営の立場を明確にした以上、その後、経済発展に伴う国民の民主化要求に直面すると政府批判の禁止や国民党一党制の正当性はその根拠が揺らいでいったことである⁽⁵⁰⁾。

ところで、台湾の民主化の経過は1975年4月の蒋介石死去で一方独裁体制の解体が始まり、蒋介石死後、一時、副総統の嚴家淦が後継総統に就いた

後、1978年に蔣経国が正式に総統に就き、1987年に1947年憲法の民主主義体制を復活させ、次いで1988年1月に死去した蔣経国の後任の李登輝総統が1947年憲法の台湾化を実行したとまとめることができる。とりわけ蔣経国が、民進党結党の翌年の1987年1月に「党禁」の解除、7月に戒厳令を解いて1947年憲法を復活させた点が重要である。今日、蔣経国のこれら一連の制度改革（88年1月の報禁の解除を含む）は政党間の競争選挙を合法化し、『ソフトな権威主義』体制下における漸進的な自由化から民主主義的移行過程に見えるものへの変化の開始を告げるものであった」と評価されている⁽⁶¹⁾。

それでは蔣経国は蒋介石の築いた一党独裁体制の自由化にいつ踏み出したのであろうか。蔣経国が蒋介石から権力を継承する前後、台湾は困難な時期を迎えていた。アメリカが共産主義の中国と和解し関係正常化に乗り出し、さらに1971年10月に中華民国は国連代表権を喪失して国連を脱退し、国際的な孤立を深めていた。蔣経国が台湾の一党独裁体制の自由化に踏み切るのは、蒋介石死去の3年前の1972年、行政院長に就任した時と考えられる⁽⁶²⁾。蒋介石から権力を継承したばかりの蔣経国は父親を取り巻く保守派（蒋介石夫人の宋美齡など）の影響をできるだけ排除しようとした。その方法が国民党と政府の「台湾化」（あるいは「本土化」）であった。つまり、台湾人テクノクラートを「選択的に」登用し⁽⁶³⁾、一党独裁体制の自由化に着手したといてよい。その一方、蔣経国は1972年6月8日に「行政に携わる人々の心得」として「十項目の行政革新」を打出して腐敗撲滅運動を起こした⁽⁶⁴⁾。この運動を始めて1年間に行政院などの公務員の926人を享樂的施設に出入りしたとして処罰し⁽⁶⁵⁾、同時に蔣経国は身内（祖母の甥の子）をも投獄して国民の信頼を高めた⁽⁶⁶⁾。要するに蔣経国は1972年に行政院長に就任して以降、一党独裁体制の自由化を、政府と党の「台湾化（本土化）」によって進める一方、腐敗撲滅運動によって旧体制を一新し、こうして改革派の立場

を明確にしていった。

他方、国民党政権に反対する勢力については台湾独立を主張する急進派と体制内改革を唱える穏健派に区別して考えてみよう。蒋介石政権の誕生以来、急進派に相当するいわゆる「台湾独立派」は「共産党」と絡めて弾圧され、その多くが国外に亡命した⁽⁶⁷⁾。他方、反対勢力の穏健派の形成を促した要因は2つ指摘できる。一つは1947年憲法下の「台湾省の民主化」である。金持ち商人、医者、弁護士、実業家など地方の土着エリートは1954年に台湾省民の直接選挙が実施されて以降、省議員をめざして国民党候補との事実上の競争選挙を戦った。かれら地方エリートの一部は「党外」議員として政治的利権を求めて国民党当局と対抗できる地位と能力を獲得するに至った⁽⁶⁸⁾。もう一つの要因は蔣経国が政治的自由の容認に向けて舵を切ったことである。1978年に総統に選出された後、蔣経国は党と政府の「台湾化」を進めると同時に知識人を体制内に取り込もうとした。『大学雑誌』が繰り広げた体制批判をしばらく容認した後、この雑誌を発禁にした。この出来事は体制批判の許容限度を示す先例となったのである。その後、党外勢力は全島規模で組織化を進める一方⁽⁶⁹⁾、1977年11月に桃園県長選挙で起きた中壠事件を機に国民党当局との対決姿勢を強め、1979年12月に高雄で起きた事件で党外勢力の急進派は152人の活動家が逮捕されている⁽⁶⁰⁾。それにもかかわらず1978年末の国民大会・立法院選挙で非国民党員が当選者を出し⁽⁶¹⁾、党外勢力は中央政界の国会議員選挙で国民党候補と戦い、穏健派の反対勢力として着実に地歩を固めていったのである。

1986年9月28日、党外勢力は国民党の一党独裁体制に反対するとして民主進歩党（民進党と略称）を結党する⁽⁶²⁾。この時、蔣経国が強制的に民進党に解党を迫るのではなく、その存在を黙認し、一党制から多党制に移行する決断を下したのである⁽⁶³⁾。ただし、それ以上に蔣経国はもっと積極的に台湾の民主化をリードしたとする説もある⁽⁶⁴⁾。いずれにしても蔣経国が民

中国の民主化と「法の支配」

進党の結党を黙認した結果、民進党は国民党と対等の立場で競争選挙を戦うことが可能になり、民主化が実現したのである。そればかりでなく蔣経国が一連の制度的措置を講じたことも忘れてはならないであろう。1987年1月に「党禁」、7月に戒厳令、翌88年1月に「報禁」をそれぞれ解除して、最終的に1947年憲法を全面的に回復し、厚い法の支配を実現したのである⁽⁶⁵⁾。

このような蔣経国の民主化過程は行政院長就任後、保守派から離れて改革派の立場を明確にし国家と党の「台湾化」と腐敗撲滅運動を進めると同時に反対勢力の急進派を弾圧する一方、ある程度の政治的自由を容認して穏健派を育てたといえることができる。筆者はこのような蔣経国が民主化過程の特徴を「上からの民主化」と呼んだ。

1988年1月13日に蔣経国が死去し、副総統の李登輝（1923-現在）が総統に昇格した。台湾人の李登輝が民主化を退行させずに、さらに進めていくためにはいくつかの困難を克服する必要があった。まず蒋介石が死去する以前から蔣経国は、すでに指摘したが、保守派と対抗する上で改革派の立場に立ち、政府と政党を「台湾化」し、テクノクラートの積極的な登用を進めたが、李登輝もその一人（農学博士）であった。したがって、李登輝の民主化の成否は蔣経国の育てた改革派の支持が得られるか否かにかかっていたといえよう。蔣経国死後、憲法の規定に従って副総統の李登輝が総統職を引き継いだ。集団指導体制を主張する保守派の長老たちは李登輝の国民党主席代行就任に反対した。この時、李煥中央党部秘書長、俞國華行政院長、沈昌煥総統府秘書長が結束して李登輝の国民党主席代行就任に賛成し、中央常務委員会では宋楚瑜副秘書長が李登輝の主席代行就任を提案して可決された。李登輝は蔣経国の「側近中の側近」とされた宋楚瑜を味方につけることができたのである⁽⁶⁶⁾。さらに重要な点は、1993年に保守派の頼る軍人の郝柏村を李登輝が巧みに失脚させ、クーデタの可能性を未然に防いだことである。李登輝はまず郝柏村を行政院長に就け、次に郝が行政院長就任後も、国防部長

の時と同じように軍事会議を開き、それによって職権乱用を口実に郝を失脚させたのである⁽⁶⁷⁾。このように李登輝は蔣経国の死後、蔣経国が育てた改革派を味方につける一方、保守派の軍事クーデタに芽を摘むことによって民主化の退行を防ぐことに成功したといえよう。

ところで、台湾の民主化と法の支配の関係を考える場合、国民党の一党独裁体制において3つの政治規範——すなわち、国民党一党制、1947年憲法の保持と台湾省の民主化、イデオロギー市場の発展の容認——が40年近く機能し続けたことを軽視してはならないであろう。なぜなら、これらの政治規範は台湾の政治秩序を安定させ薄い法の支配の確立に寄与したからである。同時に、すでに指摘したが、これらの政治規範が台湾社会に浸透するなかで3つの重要な政治課題も生まれていた。それゆえ、厚い法の支配をさらに目指すことができるか否かは、これらの政治課題を蔣経国と李登輝の二人がどのように解決するかにかかっていたといえることができる。

第1に国民党一党制によって外省人と本省人の間で生じた省籍亀裂（「省籍矛盾」ともいう）である。この社会的亀裂は、戦後、国民党が台湾に進駐した直後の1947年に台湾人を弾圧した「二・二八事件」に起因し、この事件が「台湾住民の、祖国中国に対する憧憬」を打ち砕いたとされる⁽⁶⁸⁾。最近、ある政治学者は、民主化後の台湾ではこの省籍亀裂が尾を引き、これが「政治化」（選挙キャンペーンにみられる政治的な活発さに象徴される）と結びついて「構造的政治化」として恒常化し、統一と独立へと分極化する政党制の特徴を作りだしたと指摘した⁽⁶⁹⁾。こうした省籍亀裂に対して蔣経国は国家と党の「台湾化」によって「上から」徐々に緩和しようと図ったといっ
てよいが、李登輝はより根本的な解消を試みたといえよう。すなわち、1995年2月28日の「二・二八」記念碑除幕式で事件の犠牲者の遺族代表に対して国家元首の立場から正式に謝罪し、外省人と本省人の平和的な和解を訴えたのである⁽⁷⁰⁾。それ以降、こうした省籍亀裂よりも両者間の融和が強調さ

れるようになった。確かに事件から既に半世紀近くの歳月が流れ、省籍亀裂を薄める条件は整いつつあった。たとえば、外省人と本省人の違いは双方の「通婚」、「台湾認同」、本省人の「国語使用能力」等の要因によって確実に薄まっていたといわれている⁽⁷¹⁾。しかしながら、この除幕式を主宰した総統は台湾人の李登輝であり、このことがむしろ和解の困難さを浮かび上がらせたといつてよい。李登輝は新しい台湾人アイデンティティ（台湾認同）を提唱したが、それによって省籍亀裂を消し去るよりむしろ、国民党の反主流派は反発し⁽⁷²⁾、その結果、国民党分裂の一因となったのは疑いないからである。

第2に大陸全体の政権を擬制する1947年憲法が台湾に適用されたことによって生じた矛盾である。1949年の5月の戒嚴令は1947年憲法の効力を一時的に（半世紀近く続くが）停止してきたが、1987年に蔣経国が戒嚴令を解除したことによって1947年憲法が復活することになった。その結果、国民党一党制を支えてきた大陸選出の「万年議員」の存在が憲法問題として浮上したのである。1990年3月に中正記念堂前で学生たちが座り込み事件（「3月学生運動」）を起こした理由もこれと関連していた。李登輝は学生たちと面会し、かれらの要求を取り上げて、国是会議の開催によって事態を收拾しようとした。この国是会議は憲法上の機関ではなく総統の諮問機関として広く国民の各層の代表から構成されたものである。会議の成果として総括報告書が取りまとめられた。この報告書は5項目からなる。

1. 非改選の中央民意代表の早期退職
2. 台湾省政府主席と台北・高雄市長の直接選挙
3. 正副総統の直接選挙
4. 動員戡乱時期条款の廃止
5. 台湾住民の利益優先と海峡兩岸の仲介機構設立⁽⁷³⁾

興味深いことに、これらの5項目中の最初に「万年議員」の辞職が挙がっていたのである。さらに注目すべき点は2つあった。第1に第1項目を含め

これらの諸項目が反対勢力の穏健派を含めて台湾の広範囲からなる各種集団の意見を集約したものであったのであり、第2にそれらの項目の内容がその後、「憲法修正」という形で1990年代に順次実行されていったことである。まず第1点について総括報告書の作成を通じて反対勢力の穏健派の協力を引き出しており、それゆえ、李登輝の民主化過程を、蔣経国の上からの民主化とは区別して「上と下の共同行為による民主化」と筆者は呼んだ⁽⁷⁴⁾。第2に「憲法修正」という形式は憲法改正とは異なり、1947年憲法との連続性により多く配慮し、実際、非改選の「万年議員」の辞職は憲法上の手続きに則って実行されている。すなわち、1991年3月31日の大法官会議の決定、翌4月の第1期国民大会会議で憲法修正10ヵ条が提案され、正式に総選挙による全員交代という決定が下されている。このようにルールに則り、平和裏に「万年議員」を退職させることができたのである。

そのほかの項目中で特筆すべき重要な制度変更は、1994年7月の国民大会で憲法修正8ヵ条が通過し、総統選挙の方法が間接選挙から直接選挙に変更されたことである。その結果、総統・副総統選出の役割を担っていた国民大会は有名無実化した。さらに重要なことは議院内閣制と大統領制をミックスした政治制度が誕生し、国民は立法委員と総統を直接選出できるようになったことである。1996年の第1回総統選挙で李登輝は民選の初代総統に当選したが、一見するとこれによって台湾の「民主化」が完成したように見える。しかし、1998年12月に台湾省が凍結されると、1947年憲法は大陸の憲法から事実上、台湾のそれに修正されたことがはっきりした。このような李登輝政権の政治改革は中国だけでなく外省人エリートからみても台湾独立に傾いたようにみえたであろう。実際、李登輝は1999年に中台二国論を提唱している。そればかりでなく外省人にとって「万年議員」の辞職や台湾省の凍結は自分たちの既得権を奪うものだったのであり、古参の国民党員は李登輝を国民党の「裏切者」と見なしたのも不思議ではなかった⁽⁷⁵⁾。その結果であ

ろうか、民主化を達成した今日においてさえも、国民党と民進党の双方が互いに権力を共有することを認めたくないようであり、今日、政党間関係の「正常化」は困難であるとみられているのである⁽⁷⁶⁾。

第3にイデオロギー市場の発展の容認によって自由主義陣営の立場を明確にしていたので、国民政府にとって「反共」の意味が変化していく一方、経済発展に伴って国民の民主化要求が高まったとき、かれらの体制批判をどのように認めるかが重要な問題であった。前者の「反共」については国際的と国内的に2つの意味があり、国際的に共産主義に反対するイデオロギーの立場によって北京の共産政権に対して同盟国のアメリカと協力して「大陸反攻」という目的があった。他方、国内的には共産主義を口実に「台湾独立派」を追放するものだった。前者の意味ではイデオロギー的には反共で一貫していたとしても、アメリカが対中正常化に踏み切った以降、当初のアメリカと協力して「大陸反攻」という現実的な意味を失ってしまった。

後者の体制批判の自由については、すでに指摘したが、第2の政治規範である1947年憲法に従って台湾省の民主化を進めた点がまず重要である。台湾省の民主化によって国民党の一党独裁体制下にもかかわらず地方エリートは省議会選挙で非国民党議員になることができたのである。これら地方エリートと国民党の「反共」の「外来知識人」が結びついて「党外」が生まれたとされる。次いで蔣経国が1978年に総統に選出されると、政治的自由をある程度容認する方針に転換し、反対勢力の穏健派が体制批判の許容限度が明確になった。「党外」が組織化をさらに進め、民進党を結成した時、蔣経国は密かにその阻止を試みたようであるが⁽⁷⁷⁾、民進党に解党を命じることはなかった。このことはイデオロギー市場の発展の容認という政治規範に蔣経国も従っていたことを意味し、「民主化」を逆行させなかった点が重要である。それどころか蔣経国が「党禁」、戒厳令、「報禁」の解除などは政治的自由化に必要な一連の制度的措置を取ることによって厚い法の支配への民主化を進

めたことを忘れてはならないであろう。蔣経国の民主化への貢献は大きかったといわなければならない。

以上の台湾の民主化過程は蔣経国の「上からの民主化」によって政党間の競争選挙を可能にし、一党制を改め競合的政党制に必要な制度変更を実行して薄い法の支配から厚い法の支配への移行を達成した。次いで李登輝は「上と下の共同行為による民主化」によって1947年憲法の台湾化を進めた。これら2つの民主化過程を経て蒋介石政権の一党独裁体制を支配していた3つの政治規範を「ゲームのルール」に従って平和裏に台湾の原状に適合させることができ、こうして厚い法の支配が実現したといつてよいであろう。

それにしても蒋介石から政権を引き継ぐ直前に蔣経国がなぜ「上からの民主化」に踏み切ったのか、所見を述べておこう。第1に蔣経国政権が誕生した時、米中国交回復によって台湾の安全保障の危機に直面し、台湾が中国とは異なってアメリカと同じ民主主義国であることを強調する必要があった。第2に1984年に『蔣経国伝』の著者、江南（劉宜良のペンネーム）がアメリカで暗殺された時、その事件に二男の蔣孝武が関与したとする報道がなされ、その後、蔣家から後継者を出さないと宣言した⁽⁷⁸⁾。第3に義母の宋美齡などを中心とする保守派に対抗する必要から台湾人を登用する「台湾化」を進めたが、それは政府と党の「自由化」を意味した。第4に蔣経国が反対勢力の穏健派を育て、かれらが「党外」の土着エリートと一緒に民進党を結成した時、その黙認がイデオロギー市場の発展という政治規範に従ったものだったことなどである。蔣経国は戒厳令を解除して報道の自由も解禁した直後に死去するが、もしその直後に国民党政権が「民主化」を逆行させていたならば、台湾の政治秩序は混乱し中国の軍事介入の口実を与えることになっていたかもしれない。

次に李登輝のリーダーシップがなぜ「上と下の共同行為による民主化」になったのか、所見を述べておこう。総統に就任して以降、台湾人の李登輝は

中国の民主化と「法の支配」

外省人の支配する党と政府のなかで孤立無援と行ってよかった。それゆえ、蒋介石夫人の宋美齡ら中心とする保守派に対抗するため蔣経国が育てた改革派の協力を引き出そうと努めたのであろう。その過程で「3月学生運動」が発生したのだが、この出来事は重要な転機となったように思われる⁽⁷⁹⁾。すでに指摘したが、事態収拾のため超党派のメンバーからなる国是会議を開催し、政治改革プランが作成された。このプランが反対勢力の意見を集約しており、その実行によって李登輝の民主化過程は「上と下の共同行為による民主化」となったといえよう。それにもかかわらず、1996年の第1回総統選挙で初代の民選総統になった李登輝がその後の民主化の強化を十分に達成できたとはいえないのではなからうか。李登輝の一連の政治改革は反対勢力の穩健派の協力を得て実現し、急進派の力をそぐことができたが、李登輝みずからが台湾独立の方向に傾きすぎた嫌いがあったからである。それゆえ、国民党の反主流派は李登輝に裏切られたと感じて離党し、国民党の分裂をもたらした。2000年の総統選挙で民進党の陳水扁が選出されて政権交代が起き、かえって省籍亀裂を融和させるよりも固定化させる傾向を強め、独立か統一かの二者択一を迫る政党制の分極化の傾向が進んだように思われるからである。

最後に台湾の民主化と法の支配の関係について要約しておこう。蒋介石が樹立した一党独裁体制には、国民党一党制の保持、1947年憲法の維持と台湾省の民主化、イデオロギー市場の発展の容認（ただし共産主義と体制批判の禁止）という3つの政治規範があり、それらの政治規範が4半世紀以上保持された結果、薄い法の支配が実現した。蔣経国は第1の政治規範の国民党一党制を民進党結党の黙認によって多党制へと変更して政党間の競争選挙を可能にし、第2の政治規範の1947年憲法を戒厳令廃止によって全面的に復活させ、厚い法の支配を実現した。その結果、1947年憲法が大陸全体のそれという擬制が顕在化したところで蔣経国は急死し、1947年憲法の台湾化という課題が李登輝に委ねられた。李登輝は大陸全体の憲法という擬制の象

徴であった万年議員を憲法修正という形式で合法的に辞職させることに成功した。このように1947年憲法の台湾化を、暴力を伴わないで平和的な手段で達成できた結果として薄い法の支配から厚い法の支配へと民主化が実現したと考える⁽⁸⁰⁾。

3. 共産党政権 — 趙紫陽の「党政分離」の挫折 —

さて、台湾の国民政府が一党独裁体制を樹立したのと同様、大陸の支配権を握った共産党政権もまた当初、一党独裁体制を樹立した。両者の独裁体制の違いは、すでに指摘したように台湾が1947年憲法を凍結した「委任独裁」だったとすれば、中国が「主権独裁」に相当するといえるであろう⁽⁸¹⁾。このような理解に立てば、その後、共産政権で権力闘争が続いた理由は、「既存の秩序を除去する」という「主権独裁」の性格によるものと説明できよう。ここでは国民政府と共産政府の双方が当初、ソ連の「政党国家」を模倣した点で共通していたことに注目しよう。すなわち、党が政府を、「対口部」（政府の行政系統に対応して党に設置された機関）、党グループ（行政機関に設置され、活動を中央に報告・提案する）、幹部管理制度によって統制する一方、党中央委員会が軍を統制する、それであった。中国とソ連との大きな違いは、中国が非党員の専門家、つまり、テクノクラートの登用を早い時期に停止したことである⁽⁸²⁾。

中国では文化大革命にいたるまで「継続革命」を掲げる毛沢東が劉少奇等の「官僚派（テクノクラート）」との権力闘争を繰り広げ、政治規範が存在しない無秩序状態に陥った。この「悲劇は」、今日の中国ガバナンス論の権威、俞可平によれば、「そのほとんどが『法の支配』の欠如と『指導者たちの支配』の優位の結果である」と指摘する⁽⁸³⁾。俞可平が「人の支配」よりも「法の支配」が優れていると考えていることが分かる。

中国の民主化と「法の支配」

このように中国大陸では共産党が支配権を掌握したにもかかわらず、台湾のように一党独裁体制下で政治秩序が安定するのではなく革命と権力闘争が続き、政治秩序が不安定化し、エリート間では政治規範が消失した。この無秩序状態を、裴明欣^{ペイミンシン}は、エリートの政治規範の欠如、政治制度の崩壊、政治参加の制度の欠如（参加とは大衆運動と群衆暴力）の3点にまとめた⁽⁸⁴⁾。そうした無秩序を克服したのが鄧小平（1904-97）であった。鄧小平は改革開放政策を開始し同時に政治改革を試みたが、この政治改革はどの点で「民主化」の可能性があったのであろうか。

1977年7月に鄧小平はそれ以前のすべて公職（中央政治局常務委員、党副主席、國務院副総理、中央軍事委員会副主席兼総参謀長）を回復し、翌1978年に12月の第11期3中全会で毛沢東路線を公式に否定した。毛沢東の後継者の華国鋒の追い落としに理論的に貢献したのが胡耀邦（1915-1989）であった。党学校副校長の胡耀邦は「真理の基準」を実践であるとして毛沢東思想の教条主義を批判した⁽⁸⁵⁾。こうして中国共産党は、D・シャンポーの的確な言い回しを使えば、「中国の政策過程でイデオロギーの果たす役を逆転させたのである」⁽⁸⁶⁾。こうした現実主義を鄧小平は「实事求是」と呼び、改革開放政策に着手していった⁽⁸⁷⁾。鄧小平はまずエリートの政治規範の再確立を図り、経済の近代化に必要なテクノクラートを登用した。たとえば、1980年に國務院副総理に抜擢された趙紫陽（1919-2005）は四川省党委員会第1書記として農業経済請負制を実施して農業生産を向上させる実績を挙げている。次に1982年12月4日に第5期全国人民代表大会第5回会議では1979年憲法に代えて新憲法を制定し、共産党一党制の再建に着手した。

前者のエリートの政治規範は、幹部管理制度を復活させ、政府官吏の強制退職制度を設置したことである。幹部管理制度に関する最初の鄧小平の指令は、鄧小平の「党内の政治生活の若干の準則」（1980年2月）であり⁽⁸⁸⁾、定年退職制度は、鄧小平の演説「高級幹部は率先して党のすぐれた伝統を発揚

しよう」(1979年11月2日)の中でその設置が主張された⁽⁸⁹⁾。このように鄧小平は文革で称賛された「動員能力」の優れた革命エリートに代えて近代化に必要な「専門能力」にたけたテクノクラートを登用して⁽⁹⁰⁾、改革開放政策によって経済発展に道を開いたのである⁽⁹¹⁾。

次に1982年憲法の内容を見ると前文の前段では中国共産党の指導を謳っていたが、最後の部分で憲法は「国家の根本法であり、最高の法的効力をもつ」と明記し、党をも拘束する意味合いを持たせていた⁽⁹²⁾。1975年と1978年の両憲法と較べると確かに1982年憲法は「党を国家の下におこう」という意図があったのである⁽⁹³⁾。この前文でふれているのであるが、工業、農業、国防、科学技術のいわゆる「4つの現代化」がこの時期の優先事項であった。1982年9月、中国共産党第12回全国代表大会で、それまでの党主席が廃止され、新設された最高ポストの総書記に胡耀邦が就任し、鄧小平(新設の党中央顧問主任)・胡耀邦・趙紫陽(1980年9月以降、國務院総理)の指導体制が確立した。1984年10月の第12期3中全会では趙紫陽が中心となって起草した「経済体制改革に関する決定」が採択され⁽⁹⁴⁾、それ以降、経済改革は進展し、同時に政治改革にも着手していった⁽⁹⁵⁾。

それでは、鄧小平は政治改革をどのように進めようとしたのであろうか。1980年8月に鄧小平がおこなった「党と国家の指導制度の改革」という講話が重要である。この講話で鄧小平は、第1に権力の過度の集中、第2に兼職と副職の問題、第3に党務と政務の区分、第4に指導者の継承と交代の問題を提起していた⁽⁹⁶⁾。この講話で特に注意すべき箇所は「党と国家の指導制度を改革するのは党の指導を弱めたり、党の規律を緩和したりするためではなく、党の指導を堅持し強化するためである」という部分である⁽⁹⁷⁾。要するに鄧小平は共産党の指導という条件の下、限定的な制度改革を主張していたのである。それにもかかわらず、1986年5月に方励之、劉賓雁など中国社会科学院や中央党校の研究者が政治体制改革の議論を始め、政治論争に

火を付ける役を果たした⁽⁹⁸⁾。その運動の波が学生たちにまで広がっていった時、鄧小平だけではなく、保守派の王震、彭真らはかれら学生たちの民主化要求を「騒乱」、「ブルジョア自由化」と決め付けて、方励之ら知識人の党からの除名を主張した。鄧小平は1986年12月30日に胡耀邦（中共中央総書記）、趙紫陽（國務院総理）、万里（副総理）、胡啓立（書記処常務書記）、李鵬（副総理）、何東昌（国家教育委員会副主任）を呼びつけ、名指しで方励之らの除名を要求した。1987年1月、胡耀邦は知識人や学生の民主化要求に弱腰だとして批判されて中共中央総書記の辞任を余儀なくされた⁽⁹⁹⁾。

その後、趙紫陽総理は辞任した胡耀邦のポストを兼務し、1987年の中国共産党13回全国代表大会で7項目の体制改革を提起した。これら政治体制改革の7項目とは、1に党政分離（原語は「党政分開」）、2に権力分散、3に政府工作機構の改革、4に幹部人事制度の改革、5に社会協議対話制の確立、6に社会主義的民主政治を完成させる制度、7に社会主義的法体系の強化である⁽¹⁰⁰⁾。この中で趙紫陽が真っ先に挙げた政治体制改革が「党政分離」であり、その次に党指導部の最高機関で党内民主主義を実現することであった⁽¹⁰¹⁾。これらの改革は党と国家が一体化した政党国家を党と国家の機能を分け、「党治」と「法治」を分けるという点で「民主化」に結びつく動きと解してよいであろう

前者の「党政分離」とは「党と政府の職能を分離する」ことであり、「党が人民を指導して憲法と法律を制定したら、党は憲法と法律の範囲内で活動すべきである」という意味である。その上で趙紫陽は憲法と法律の優位を前提とする「党政分離」によって党の代行主義を止め、党の「対口部」や各政府部門の党グループ（小組）などを廃止すべきであると主張した⁽¹⁰²⁾。制度として分離するものは3つ、すなわち第1に党と政府、第2に党と国家、第3に党組織と人民代表大会を挙げている⁽¹⁰³⁾。

党政分離の実際の措置としては、特定の政策分野の責任を負う党代表ボス

トの廃止，党宣伝部と党組織部の改革，党規律検査委員会と検察・裁判所の分離が試みられた⁽¹⁰⁴⁾。まず党代表（党グループ）と「対口部」は，廃止が謳われていたが，天安門事件後，復活した⁽¹⁰⁵⁾。次に党宣伝部と党組織部は改革を通じて党の復元力を証明した。前者の宣伝部は，シャンポーによれば，その後の江沢民の「3つの代表」，胡錦濤の「社会主義的和諧社会」と「科学的発展観」等を提起して党の統治能力向上に寄与した。他方，組織部は，特に胡錦濤政権下で党学校組織がシンクタンクの役割と改革の理念と政策の発案者の役を担うようになったとシャンポーは指摘した⁽¹⁰⁶⁾。最後の党規律検査委員会と検察・裁判所の分離は実現しなかった⁽¹⁰⁷⁾。

党政分離をめざす第2番目の措置として全国人民代表大会（全人代）の機能の強化である。全人代（定員3,000人以内）は年1回（1月～3月）で会期が15日程度なので，日常業務を担当する常設機関の常務委員会の機能が強化された点が重要である。この常務委員会は専門委員会（民族，法律，内務司法，財政経済，教育科学文化衛生，外事，華僑，環境資源保護，農業・農村），業務及び事務機関，代表資格審査委員会から構成される⁽¹⁰⁸⁾。このように全人代は立法機関として機能が強化され，「法制度化」が進んだのである⁽¹⁰⁹⁾。全人代の改革は，米国のある研究者によれば，1990年代を通じて「自由化」ではなく一党制の強化を目指すものであり，その一方，「包括」と「合理化」を進め，指導者の裁量を減らし，政策の変更を困難にしたと評されている⁽¹¹⁰⁾。本稿の法の支配の観点からすれば，全人代の制度化を進めることによって法治を進めようとしたが，それは薄い法の支配だったと言えるであろう。

後者の党内デモクラシーの促進は政治改革の重要な段階であり，「社会主義的民主政治」の建設の核心であると趙紫陽は考えていた⁽¹¹¹⁾。国家と社会の関係を再構築するため新しい参加制度が構築された。特に注目すべきは，末端レベルの人民代表と農村選挙に競争原理を取り入れ，立候補者1人の等

額選挙から2人以上の差額選挙に変更したことである。1987年に村民委員会組織法（1998年に改定）は制定され、1991年のソ連崩壊後も、廃止されるどころか実行に移され、村民委員会の直接選挙は急速に普及した。1990年代末にはほとんどすべての省に広まり⁽¹¹²⁾、2005年、直接選挙によって64万あまりの農村で村民委員会が選出されたといわれる⁽¹¹³⁾。確かに農民は候補者選出の段階では自由に投票（いわゆる「海選」）できた。しかしながら、その実態は「党書記と村の指導者（主任）が指名過程を操作してかれらの好む候補者が村民委員会の地位にうまく就くことができるように保証するものだった」と評価されている⁽¹¹⁴⁾。今日、調査研究を通じて村民自治制度の限界が明確になっている。第1に党指導体制が維持された結果、農民の権利がはっきりしない、第2に村民自治に抵抗したのは村組織であり、「村民自治は村民による自治ではなく、村組織の自治になっている」、第3に村民の参加は選挙段階に限定されるなどである⁽¹¹⁵⁾。このように村の選挙に候補者選出の段階で競争原理を導入したのであるが、村民の「自治」が必ずしも向上しなかったと指摘されている。その理由は、党と村民委員会が融合していたからであり、結局のところ「党政分離」が実現しなかったからにほかならないであろう。

このように鄧小平が始めた改革開放政策は各種制度改革の内に政治改革が含まれ、1987年に趙紫陽が打ち出した「党政分離」は厚い法の支配に向かう政治改革の可能性を含んでいたが、「六四」（天安門事件）で中止した。趙紫陽は、学生たちを支持したとして保守派に批判されて失脚を余議なくされた。趙紫陽首相が試みた政治改革はなぜ失敗したのであろうか。

まず、政治改革に内在した特徴に注目しよう。趙紫陽が提起した「党政分離」は確かに一体化した政党と国家を切り離し、政府と党の役割をそれぞれ明確にする必要性を認識していた。実際、その結果、全国人民代表大会はその機能が強化され、党が決めたことをもっぱら事後承認するだけの従属機関

から脱して、立法機能が強化され、法案提出の件数も増えたのである。この点からすれば、薄い法の支配から厚い法の支配をめざす民主化が「上から」試みられたとってよいかもわからない。しかしながら、党の指導の下、「民主集中制」の原則は一貫していた。それどころか「政治改革」そのものが「短期的目標」とされ、能率の向上、活力の増強、各分野の積極性の発揮等に主眼を置いたものであった。要するに、政治改革は経済体制改革の手段だったとみられていたのである。したがって、反対勢力側の要求する「三権分立」、「複数政党制」などは論外とってよかったのである⁽¹⁶⁾。

次に、鄧小平の改革開放政策を背後で支えた胡耀邦、そして趙紫陽が試みた政治改革はなぜ失敗したのか、民主化過程のアクター・モデルで説明してみよう。まず、鄧小平は名誉回復して政権に復帰すると、毛沢東の後継者の華国鋒らの教条主義を排除し、政策（具体的な成果）を重視する「实事求是」を掲げて胡耀邦と趙紫陽をブレーンとして改革開放政策を進めていった。鄧小平が経済改革と同時に政治改革に着手したと、すでに指摘したが、方励之など知識人がより西欧流の民主主義論を提起する一方、体制側では改革派と保守派の間で論争と対立が激化した。この時、鄧小平が改革派ではなく保守派の立場を支持した結果、胡耀邦はリベラルな知識人に譲歩し過ぎであるとして失脚を余儀なくされる。その結果、リベラルな知識人は反対勢力の急進派の立場にさらに追い込まれていったとってよいであろう。

1989年の「六四」（天安門事件）前後でなにが起きたのであろうか。天安門事件が起きる前、改革開放政策は停滞を見せ、改革派の趙紫陽の立場は必ずしも盤石ではなく、他方、学生たちの批判の矢面に立たされていた李鵬（国務院総理）は巻き返しを狙っていた。学生たちは4月15日に心筋梗塞で死去した胡耀邦の追悼集会を天安門広場で開き、それがきっかけとなって抗議運動が始まった⁽¹⁷⁾。抗議運動を通じて急進的な反対勢力が誕生したとってよい。一方、李鵬が政治局常務委員会の議論を4月26日の人民日報社説

に発表させ、学生デモを「反共産党的、反社会主義的」動機に基づく「動乱」と断定したことによって事態はさらに悪化した⁽¹¹⁸⁾。次第に学生たちの抗議運動は長期化する様相を呈し、広場を占拠した学生にどう対処するか、党中央の常務委員会で論議された時、その評価が真二つに割れた。趙紫陽は学生たちに共感を示したのに対して、李鵬は排除を主張した。この時もまた鄧小平は李鵬らの保守派に組みしたのである。台湾で学生たちが中正記念堂を占拠する事件が起きた時、もし蔣経国がまだ存命で保守派に転じていたならば、台湾の民主化は起きなかったかもしれない。他方、もし趙紫陽たちが李登輝のように反対勢力の学生たちと協力できたならば、民主化の可能性もなくなかったかもしれない。しかしながら、学生たちは体制側との対決姿勢を強め、ますます急進的になっていったので、趙紫陽がかれらと協力するのは困難だったであろう。

事態を軍事的に収拾することを決めたのはいうまでもなく鄧小平であった。鄧小平はすでに1987年に民主化を要求する方勵之らの知識人の除名を主張して保守派の立場に立っていたし、学生たちの強制排除を明確にしていた⁽¹¹⁹⁾。この決定がなされた結果、胡耀邦は辞任を余儀なされるが、この87年の時点でなぜか趙紫陽は胡耀邦辞任を支持する立場に立っている⁽¹²⁰⁾。もし胡耀邦が辞職せず体制内の改革派の立場を貫いていたならば、趙紫陽がその後、打ち出した「党政分離」は、必ずしも共産党指導を否定するものではなかったので、薄い法の支配を実現して、さらに厚い法の支配に向かう民主化の「実験」を続けることができたかもしれない。この実験は、皮肉にも改革開放を始めた鄧小平が打ち切ったのである。文革のもたらした無秩序に懲りた鄧小平は共産党一党制の維持と政治秩序の安定を優先し、エリートの政治規範が再び解体するのを回避したかったのである⁽¹²¹⁾。天安門事件後も、鄧小平は改革開放政策を維持する一方、全人代の機能強化と末端レベルの人民代表の直接選挙を進めたことは薄い法の支配を実現するものにすぎなかつ

たように思われる。そうした改革路線の延長線にある考え方は、党の指導を前提して、民主化よりも「治理」（ガバナンス）の向上と「法治」を強調する立場であり、それは政治改革のかすかな名残りのように思われる。

結 び

本稿は1930年前後の汪精衛の「民主化の企て」、戦後の台湾国民政府の民主化、そして鄧小平政権の改革開放政策を取り上げて、中国の民主化について法の支配の観点から考察した。結びではこれらの事例を要約した後で中国の民主化にとってどのような意味があるか、所見を述べよう。まずキー概念の定義を確認しておこう。民主化とはデモクラシーの形成であり、非民主主義体制から民主主義体制への移行を意味する。民主主義体制の設定を識別する目安は政党間の競争選挙である。競争選挙は互いに対等な立場を前提とした2つ以上の政党が暴力に拠るのではなくゲームのルール、つまり、法の支配を受け入れて可能になる。つまり、法の支配は民主化の必要条件である。さらに法の支配を薄い法の支配と厚い法の支配に二分すると、民主化は薄い法の支配から厚い法の支配への移行となる。つまり、民主化は、暴力の独占による国内秩序の維持からリベラル・デモクラシーが国家、政府機関、社会制度に浸透・拡大するプロセスである。民主化過程のダイナミックスは体制側の保守派と改革派、反対勢力の急進派と穏健派に分けて分析する。

第1に1930年前後に蒋介石政権に対して汪精衛が試みた「民主化の企て」を取り上げ、その民主化プランの特徴と蒋介石政権に与えたインパクトについて考察した。汪精衛は蒋介石政権を、訓政の党治が独裁になっていると批判し、訓政時期約法を制定して党治を民主政治にするように訴えた。この主張は訓政に法治の要素を加えて憲政を目指そうとした点で薄い法の支配を実現して厚い法の支配をめざす民主化の方法を示唆していた。汪のこの「民主

化の企て」は成功しなかったにもかかわらず、蒋介石政権の訓政体制もまた孫文の三序（軍政、訓政、憲政）を前提に構想されていたので、汪の民主化プランは蒋介石政権に大きなインパクトを与えた。この時、蒋介石は改革派の立場に立って約法制定に賛成したが、それに反対した保守派の胡漢民を幽閉した。この事件を機に胡漢民の支持者は政権を離脱した。かれらは広州に集まって非常会議を開き、この会議に汪精衛をも招いて別個の国民政府を樹立した。この間に「九・一八」（満州事変）が起き、蒋介石は対日「不抵抗」によって国民から批判されて辞職した。保守派が中心の非常会議で冷遇された汪精衛は下野した蒋介石と協議し、国民政府の制度改革——政府主席の象徴化と行政院長の政治責任など——を条件に蒋介石との蔣汪合作政権を樹立、行政院長に就いた。これは一見すると蒋介石政権の改革派と反対勢力の穏健派とが協力して政府の民主化を実現したようにみえるが、蔣汪合作政権の実権は軍事委員会委員長の蒋介石が掌握し、制度上の責任者である行政院長にはないことが直ぐに明らかになった。

第2に蒋介石が台湾に樹立した国民党の一党独裁体制を蔣経国と李登輝がどのように「民主化」していったかについて考察した。蒋介石政権の一党独裁体制は4半世紀以上続き、3つの政治規範（憲法よりも党が優位にあるために生じる）を保持していた点に注目した。1つ目は国民党一党制の保持、2つ目は中国全土の政権を擬制する1947年憲法の維持と台湾省の民主化、3つ目はイデオロギー市場の発展の容認（ただし「反共」と体制批判禁止）である。それら3つの政治規範が台湾に適用された結果、外省人と本省人の省籍亀裂の問題、1947年憲法の台湾化、体制批判への対応という3つの政治課題が出現した。

蒋介石が死去する数年前、行政院長蔣経国は党と政府の「台湾化」を進めて台湾人テクノクラートを登用し、腐敗撲滅を掲げて改革派の立場を明確にする一方、総統になった後、反対勢力の穏健派を育てた。かれら穏健派と台

湾省の民主化で台頭した土着エリートとが「党外」として結集し、民進党の結成に踏み切った時、蔣経国はこれを黙認した。こうして国民党一党制は多党制に移行して政党間の競争選挙が認められる一方、戒厳令の解除によって1947年憲法が回復した。蔣経国のこの民主化過程を「上からの民主化」と筆者は特徴づけた。蔣経国の死後、後任の総統の李登輝は改革派を味方につけて保守派の軍事クーデタの危険を除いたあと、1990年の「3月学生運動」を機に反対勢力の要求をより多く取り入れて1947年憲法の台湾化を実現した。このような李登輝政権の民主化過程を「上と下の共同行為による民主化」と特徴づけた。

蔣経国と李登輝は蒋介石政権が実現した薄い法の支配を、先の3つの政治課題への対応を通じて厚い法の支配に移行させていった。第1の外省人と本省人の省籍亀裂に対しては李登輝が「二・二八」事件への「謝罪」という形で和解を試みたが、失敗して国民党は分裂し、台湾の政党制は独立と統一へと分極化する傾向が強まった。第2に1947年憲法の台湾化については蔣経国が戒厳令を廃して1947年憲法を復活させ、その結果、「万年議員」という憲法問題が浮上したが、李登輝が「憲法修正」によってかれらを辞職させることに成功した。こうして平和裏に1947年憲法の台湾化が実現した。第3のイデオロギー市場の発展の容認（反共と体制批判禁止）については、当初、反共を口実に台湾独立派（急進派）を排除したが、蔣経国は政府と党の「台湾化」で改革派の立場を明確にする一方、反対勢力の穏健派を育て、後者の穏健派と地方エリートが党外勢力として結集し、民進党を結党した時、それを黙認し、最終的に「党禁」、戒厳令、「報禁」などを解除して厚い法の支配を実現した。李登輝は1947年憲法の台湾化を進める中で総統の直接選挙を導入して民選の初代総統となったが、国民党は反主流派が離党して分裂した。2000年の総統選挙は民進党勝利で政権交代が起き、その8年後、国民党が政権に復帰した。これらの政権交代は結果的に統一を指向する国民党と独立

に傾斜する民進党というように台湾の政党制の分極化の傾向を強め、その結果、民主主義体制の強化にはつながっていないように思われる。

第3に鄧小平の改革開放政策の内、政治改革のどの点が民主化の実験と言えるのか、この実験が「六四」（天安門事件）でなぜ失敗するのか、考察した。文化大革命がもたらした無秩序状態が回復された後、実権を掌握した鄧小平は共産党一党制の政党国家を再建し、改革開放政策を打ち出していった。鄧小平は同時に政治改革を試み、この試みについてエリートの政治規範の明確化、政治制度改革、国家と社会の関係の再構築の3点から考察を加えた。第1に幹部管理制度を復活させ、退職年齢を明確にしてエリートの政治規範を回復した。第2に政治制度改革として重要なのは趙紫陽が行った「党政分離」である。第3に党と政府の権限を明確にする中で政府の役割が見直され、全国人民代表大会の立法機能が強化される一方、末端レベルの人民代表の直接選挙と複数の立候補が認められた。これらの改革の内、趙紫陽の「党政分離」は党と政府の機能を分けて薄い法の支配から厚い法の支配への移行を目指す民主化の実験といってよかった。しかし、鄧小平は既に改革派から保守派に転じていたので、「六四」（天安門事件）で改革派の趙紫陽が失脚し、この実験は失敗に終わった。それにもかかわらず、全人代の機能強化と末端の人民代表の部分的競争選挙は実行された。もっともそれらは党の指導を前提としていたのでせいぜい薄い法の支配を実現したにすぎなかった。要するに中国は「党政分離」によって厚い法の支配をめざしたが、薄い法の支配に戻り、民主化は逆戻りしてしまったのである。

以上、台湾の民主化は成功したのに対して大陸の民主化が失敗したのであるが、最後にこれらの事例からどのような教訓を引き出すことができるか、所見を述べておこう。第1に長く独裁体制が続いた国家の民主化は上からのイニシアチブがなければ、難しいということであろう。鄧小平は蔣経国にはなれなかったといえる。もちろん蔣経国ですら改革派を選択したのは宋美齡

らの保守派と対抗するためであって率先して民主化を求めたわけではないであろう。第2に台湾では国民党一党制、1947年憲法の適用と台湾省の民主化、イデオロギー市場の発展の容認等の3つの政治規範が約40年間も存在し、安定した政治秩序が実現したのに対して中国では政治闘争が継続し無秩序状態に陥った。蒋介石の一方独裁体制はすでに薄い法の支配を確立しており、蔣経国は戒厳令を解除して1947年憲法を回復すれば厚い法の支配を実現できたのに対して中国では文化大革命によってエリートの政治規範が消滅していたので鄧小平は政治秩序の維持を優先せざるをえなかったのであろう。第3に今日の共産党政権の政党国家が、もし党治から法治をめざそうとするならば、趙紫陽の提起した「党政分離」にヒントがあるのではなかろうか。ただし、その成功のカギは汪精衛の主張が参考になるように思われる。つまり、法治に移行する前に約法を制定して党治をルール化していく。このような中間の段階を経て薄い法の支配を厚い法の支配に移行させようとするならば、党治の正当化の手段としての現行憲法ではなく「近代的な」憲法がまず必要だということであろう。それは中国が孫文の軍政、訓政、憲政の三序からなる国家建設プランに戻ることを示唆するのではなかろうか。

《注》

- (1) 『アジア歴史事典』8巻, 平凡社, 1971年, 6版, 258ページ。この定義中の「貴族権臣」を「党幹部」, 「農業」を「工業」にそれぞれ置き換えれば, そのままあてはまる。
- (2) ミンシン・ペイ「南シナ海を占拠する中国の野望と深謀」『Newsweek (ニューズウィーク日本版)』25号, 2015年7月7日, 27ページ。天羽声明とは1934年4月17日に外務省情報局長天羽英二が定期記者会見で述べたもの。天羽は「東亞ニ関スル問題ニ就テハ, 其ノ立場及使命カ列強ノ夫レト一致シナイモノカアルカモ知レナイ」と主張し(外務省編『日本外交年表並主要文書』下, 日本国際連合協会, 1955年, 284ページ), 「アジア・モンロー主義」と批判された。
- (3) Randall Peerenboom, *China's Long March toward Rule of Law*, Cambridge

中国の民主化と「法の支配」

UK: Cambridge University Press, 2002, p. 2. その意味は、「法の創出、法の執行、法規範関係がそれ自体合法的に規制されるので、最高の地位の公職者を含め誰も法の上には存在できない」(Naomi Choi, 'Rule of Law', Mark Bevir, ed. *Encyclopedia of Political Theory*, Thousand Oaks, Cali.: Sage, 2010, p. 1226) ことである。もっと簡潔な定義は「どんな国家権力も無制限な権力ではないことを保証するもの」である (Neil MacCormick, 'Constitutionalism and Democracy', Richard Bellamy ed. *Theories and Concepts of Politics*, Manchester and New York: Manchester University Press, 1993, p. 128)。

- (4) 拙著『中国と台湾の「民主化の試み」』人間の科学新社, 2005年, 第1章参照。なお, 興味深いことに, 「わが国公法学界の^{ハイエク}新人類」を自認する阪本昌成は著作『法の支配——オーストリア学派の自由論と国家論』(勁草書房, 2006年)で, 「市場のルールが個々の人間の行為を調整している」というハイエクの説に基づいて, 法の支配は「政府の強制力を先導するための必要条件であって, 十分条件ではない」(246-247ページ)と, 民主化論に近い説明を行っている。なお, ハイエクは, 法の支配を「立法の範囲の制限」と定義し, 「国家の強制権がどのようにして行使されるか予見」させるものとみる(ハイエク(一谷一郎・一谷映理子訳)『隷従への道: 全体主義と自由』東京創元社, 1993年改訂二刷, 107-108ページ)。エイモン・パトラー(鹿島信吾・清水元訳)『ハイエク: 自由のラディカリズムと現代』(筑摩書房, 1991年, 192ページ)によれば, ハイエクは法の支配の要件として, ルールが一般的に知られており, 確実であり, 平等なものであることをあげ, さらに独立の裁判官と個人の行動領域・財産の保護を加えていた。
- (5) タマナハ(西本健二監訳)『「法の支配」をめぐる』現代人文社, 2011年, 4-5ページ。タマナハは「法の支配」について第1に法による政府の制約, 第2に形式的合法性, さらにこれら2つ「の意味における法の支配が実現してはじめて」第3の意味の「人ではなく法の支配」が問題となると述べる(191-197ページ)。同書が2004年初版で2010年までに8版を重ねた背景を考えれば, 民主化研究の第一人者のダイヤモンド(Larry Diamond, 'Facing Up to the Democratic Recession', eds., Larry Diamond and Marc F. Plattner, *Democracy in Decline?* Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2015, p. 99)が指摘したように「2006年頃, 世界の自由とデモクラシーの拡大は長期的な停滞に陥った」からであろう。
- (6) 渡辺康行『「法の支配」の立憲主義的保障は『裁判官の支配』を超えうるか——『法の支配』論争を読む』井上達夫編『立憲主義の哲学的地平』岩波書店, 2007年, 53ページ。ただし, ウェルドンは古典的著作(永井洋之助訳)

『政治の論理』（紀伊国屋書店，1957年，86ページ）で「法の支配」は「もともとと法一般の維持を是認するというだけの意味なのに，特定の型の法制度を是とする意味」をも含むと考えられていると簡潔に指摘する。

- (7) 『政治学事典』平凡社，1954年，「立憲主義」の事項参照。
- (8) C・フリードリッヒ（清水望・渡辺重範・大越康夫訳）『比較立憲主義』（早稲田大学出版部，1979年，20ページ）は，「立憲主義とは権力を分割させることによって，政治行動に対する実効的な抑制の体系を提示するもの」と定義する。フリードリッヒのように立憲主義を構造的な用語として捉えるのではなく，機能的に理解する政治学者は，立憲主義を「法の支配」と言い換えている（‘Introduction’，Daniel P. Franklin and Michel J. Baun, *Political Culture and Constitutionalism: a Comparative Approach*, Armonk, New York: M. R. Sharpe, 1995, p. 5, p. 2）。
- (9) ごく最近，メラーとスカニング（Jørgen Møller and Svend-Erik Skaaning, *Democracy and Democratization in Comparative Perspective: Conceptions, conjunctures, causes, and consequences*, London and New York: Routledge, 2013, pp. 42-43）は法の支配を民主化の梯子の最上段とみなし，最高レベルの民主化の必要条件と考えている。メラーらは，3つの重要な特質として，選挙権，政治的・市民的自由，法の支配を挙げ，民主的な政治体制を4類型に，すなわち最小限民主政治，選挙民主政治，ポリアーキー，自由民主政治にまとめ，このうち3つの特質（正確には，政治的・市民的自由をさらに自由で包括的選挙と政治的自由に2分し，全部で4つの特質）のすべてを充足するのは最後の自由民主政治においてだけであると指摘する。
- (10) アリストテレス（山本光雄訳）『政治学』岩波文庫，1989年第20刷，171ページ。アリストテレスの師のプラトンは，最善の理想国家と最悪の専制国家という「両極端の中間」の次善国家を「法による統治」と考えていたというマクゥルワインの説もその文脈で理解できる（マクゥルワイン（森岡敬一郎訳）『立憲主義とその成立過程』慶應通信，1966年，50-51ページ）。
- (11) 日原利国編『中国思想辞典』（研文出版，1984年，379ページ）の「法思想」の項目参照。中国の歴代の先賢は，道徳の基礎にある「情・理・法」によって人が物事を処理する基準としたとし（謝瑞智『民主與法治（増修3版）』三民書局，2012年，162ページ），感情と理性と法の兼ね合いが重視されている。
- (12) タマナハも法の支配は「もともと自由主義的ではない社会で発展してきた」（前掲，5, 7ページ）と指摘する。
- (13) ダントレーヴ（石上良平訳）『国家とは何か——政治理論序説』みすず書房，1972年，101-102ページ。この見方は「国家は利益ばかりか，また法をも基礎

中国の民主化と「法の支配」

- とするもの」としたキケロにルーツがある（同上，90ページ）。カエサルの独裁に対して「共和政国家」を支持したキケロ（クリスチャン・ハビヒト（長谷川博隆訳）『政治家キケロ』岩波書店，1997年参照）は「法律について」で「法律は市民の安寧と国家の無事と，平和で幸福な人間生活のために考え出されたもの」と述べている（中村善哉訳，世界の名著『キケロ・エピクテトス・マルクス・アウレリウス』中央公論社，1968年，167ページ）。ウルマンは「法の支配」の源泉を中世社会の「法の優位」と「社会の有機的組織学的理論」という2つの特質に求める（W・ウルマン（鈴木利幸訳）『中世における個人と社会』ミネルヴァ書房，1992年5刷，91-92ページ）。
- (14) 同上，ダントレーヴ，101-10ページ。なお，ダントレーヴは国家を「実力」，「権力」と「権威」の3つの側面から整理した。「実力」とみる国家は政治的現実主義，「権力」とみる国家は法理論上のそれ，「権威」とみる国家は正当化を要求する哲学的認識によるものである（同上，9-10ページ）。
- (15) 同上，174ページ。立憲主義は「統治権に対する法的制限であり」，「恣意的支配」または「専制政治」の反対概念というマクゥルウィンの定義に対応する（前掲，森岡敬一郎訳『立憲主義——その成立過程』，29ページ）。マクゥルウィンによれば，「近代立憲主義」にはさらに「政府の被治者への完全な政治的責任」が加わる（220ページ）。
- (16) Rod Hague and Martin Harrop, *Comparative Government and Politics: An Introduction*, New York: Palgrave Macmillan, 6th Edition, 2004, pp. 210-211. つまり，共産主義国家の憲法は支配政党の当面の目標ということであろう。
- (17) ダイシー（伊藤正巳・田島裕訳）『憲法序説』学陽書房，1983年。
- (18) 田島裕『議会主権と法の支配』（有斐閣，1979年）と佐藤功『比較政治制度』（東京大学出版会，1975年第7刷，116ページ）参照。
- (19) 前掲，ダイシー（伊藤正巳・田島裕訳）『憲法序説』，178ページ。戒能通厚編『現代イギリス法事典』新世社，2003年，58ページ。
- (20) その後，イギリスは「法の支配」よりも「福祉政策を優先させる」方向に転換したが（前掲，阪本昌成『法の支配——オーストリア学派の自由論と国家論』，218-219ページ），レーガンとサッチャー時代に「福祉国家の拡大は止まらないまでもその速度を落とした」（前掲，タマナハ『法の支配をめぐる——歴史・政治・理論』，103ページ）。
- (21) Franz L. Neumann, 'The Change in the Function of Law in Modern Society', in edited by William E. Scheuerman, *The Rule of Law under Siege: Selected Essays of Frantz L. Neumann and Otto Kirchheimer*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press 1996, p. 119.

- (22) Max Weber, 'The Types of Legitimate Domination', Guenther Roth and Claus Wittich, eds. *Economy and Society*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press 1978, p. 215. この英語版では「制定された法規 (enacted rule)」となっているが、浜島朗訳 (『権力と支配 —— 政治社会学入門』有斐閣, 1973年初版第9刷, 5ページ) は「成文化された秩序」, 世良晃志郎訳は (『支配の諸類型』創文社, 1988年第11刷, 10ページ) 「制定された諸秩序」となっている。
- (23) Editors, 'Introduction', L. Diamond and L. Morlino, eds. *Assessing the Quality of Democracy*, Baltimore: The Johns Hopkins University 2005, p. xiv. 前掲のピーレンブームもまた「法の支配」を, 「薄い法の支配」と「厚い法の支配」に二分し (*ibid.*, p. 3), 「中国の法制度は薄い法の支配の基準を満たす法制度に向かって収斂し続ける可能性が高い。ただし, 改革の速度と経過は主として国内要件に規定される」と指摘していた (p. 235)。なお, フリードリッヒは「合法性は正統性と同一」な場合, 「遵法主義」であり, 「支配に正統性を付与するイデオロギー」であると主張した (前掲, C. フリードリッヒ『比較立憲主義』, 189ページ)。確かに現在の中国では「正当性」と「合法性」を区別しないのが通例である。
- (24) Guillermo O'Donnell, 'Why the Rule of Law Matters', *ibid.*, pp. 14-15.
- (25) 拙著『中国と台湾の「民主化の試み」』, 130-133ページ。
- (26) 詳しくは拙著『汪精衛と「民主化の企て」』人間の科学新社, 2000年参照。
- (27) 孫文「中国同盟会革命方略 (1906年)」中国国民党中央党史委員会編『国父全集』第1冊, 中央文物供应社, 1980年, 参-2ページ。
- (28) 「汪精衛報告起草約法的意義 (1930年9月15日)」榮孟源主編『中国国民党歴次代表大会及中央全会資料』上册第二冊, 光明日報出版社, 1985年, 880-881ページ。
- (29) 孫文「建国方略, 孫文学説 (心理建設)」前掲『国父全集』, 参-145ページ。
- (30) 李雲漢『中国国民党史述: 第3編 訓政建設與安内攘外』中国国民党中央委員会党史委員会, 1994年, 125ページ。
- (31) 前掲, 「汪精衛報告起草約法的意義」, 881ページ。
- (32) 汪精衛「訓政與民権 (1931年11月26日)」『汪精衛先生3年来之重要言論』南京, 民主社, 78-82ページ。
- (33) 徐矛『中華民國政治制度史』上海人民出版社, 1992年, 217ページ。「太原拡大会議約法草案 (1930年10月27日)」前掲, 榮孟源主編『中国国民党歴次代表大会及中央全会資料』, 856-878ページ。太原約法についての簡単な解説は錢端升 (及川恒忠訳)『最近支那政治制度史』(慶應出版社, 1943年, 585-

中国の民主化と「法の支配」

387 ページ) 参照。

- (34) 訓政時期約法第 30 条に中国国民党全国代表大会が中央統治権を行使し、その閉会時は中央執行委員会が行使するとある(同上、榮孟源主編『中国国民党歴次代表大会及中央全会資料』, 947 ページ)。
- (35) 「胡漢民自伝統篇」『近代史資料』総 46 号, 1981 年 8 月, 56 ページ。なお、「訓政綱領」は李雲漢『中国国民党史述』第 5 編附録, 中国国民党党史会出版, 1994 年, 161 ページ所収。
- (36) 『程天固回憶録』(龍門書店, 1978 年, 235 ページ)によれば、汪は「如果我要受小独裁之氣, 我何受大独裁之氣」と言っているとされる。程天固(1889-1974)は当時、胡漢民派で広州市市長を務めており国民党 4 期中央執行委員会候補であった。蒋介石が汪精衛との仲介を依頼した人物は、蔣の幕僚の 1 人の黄孚と北京大学の同窓だった顧孟余であった(周德偉『落筆驚風雨: 我的一生与国民党点滴』遠流出版, 2011 年, 317 ページ)。
- (37) 陳銘枢『陳寧粵合作』親歴記』中国人民政治協商會議全國委員會文史資料研究委員會編『文史資料選輯』第 9 輯, 1960 年, 61 ページ。この陳銘枢の回想は 1931 年 12 月 22 日に広東派の代表として汪精衛が提案した内容である。同月 25 日には第 4 期中央執行委員会第 1 回全体会議で「中央政制改革案」の 6 項目が採択され、汪の提案は第 3 番目を除いて、第 1 が第 1 項目、第 2 が第 4 項目で「政治責任」が「行政責任」に変更されている(前掲、榮孟源主編『中国国民党歴次代表大会及中央全会資料』下冊第一冊, 119-120 ページ)。
- (38) 同時代の観察者の波多野乾一(『中国国民党通史』大東出版社, 1943 年, 440 ページ)によれば、「主席はロボット化し、実権は依然として蒋介石に附いて廻った」という。
- (39) 松田康博『台湾における一党独裁体制の成立』慶応義塾大学出版会, 2006 年, 442 ページ。
- (40) C・シュミット(田中浩・原田武雄訳)『独裁——近代主権論の起源からプロレタリア階級闘争まで』未来社, 1991 年, 156-157 ページ。
- (41) 松田は、蒋介石のこの「個人的独裁」を「領袖独裁型党治」と名付け、「『最高の領袖』の指導下に『党、政、軍、特』が置かれる」と規定し、その特徴を第 1 に蒋介石が党の総裁と国民政府の総統を兼務する、第 2 に組織としての党の役割が限定的、第 3 に「党、政、軍、特」の派閥構造を再編した、などと指摘した(前掲、松田康博『台湾における一党独裁体制の成立』, 436-439 ページ)。
- (42) Linda Chao and Ramon H. Myers, 'The First Chinese Democracy: Political Development of the Republic of China on Taiwan, 1986-1994', *Asian*

Survey, Vol. 34, No. 3, March, 1994, pp. 213-230. ただし、参考にしたチャオとマイアーの挙げた政治規範 (political rule) は4つあり、前の2つは同じであるが、順序を逆にした。党が政府を支配する「党治」が国民党の従来からの立場だからである。3つ目の政治規範が台湾省の民主化の促進、4つ目の政治規範がイデオロギー市場の発展の容認となっている。「政治規範」は、political rule の訳である。この訳は、竹花光範 (『中国憲法論序説 (補訂第2版)』成文堂, 2004年, 46ページ) が、政治規範は、「一党制の場合、党の「綱領がいくらか憲法的性質を帯びること」、逆に「憲法がいくらか綱領的性質を帯びること」から生じるという説明を参考にした。もちろん「政治原則」という訳も可能である。たとえば、現行中国憲法は、党の国家に対する指導性 (第1条) と人民の支配 (第2条) という2つの「政治原則」があり、これら「二つの政治原則を両立させる」設計だ、とも説明される (加茂具樹「中国共産党の憲政——活動の法制度化と領導の法制度化」加茂具樹など編著『党国体制の現在——変容する社会と中国共産党の適応』慶応義塾大学出版会, 2012年, 13ページ)。

- (43) ただし、松田は、党による国家の「直接統制」(つまり、「以党治国」) から「間接統制」(「つまり、以党領政」) に変化するなど、と指摘する (前掲、松田康博『台湾における一党独裁体制の成立』, 434ページ)。
- (44) その理由は、松田が指摘したように「現行憲法下で選出された中央民意代表を中心とする『法統』体制をそのまま中国大陸に持ち帰ろうとした」からであろう (前掲、松田康博『台湾における一党独裁体制の成立』, 434ページ。民主化が設定された後になって、Steve Tsang and Hung-Mao Tien, eds. *Democratization in Taiwan: Implications for China* (Hong Kong University Press, 1999, p. 8) で「台湾では憲法が常に保持されているという神話が時とともに一般大衆と支配エリートの双方に法の支配に対する敬意を育くむまたとない基礎となる」と指摘されるのは意図せざる結果といってよい。
- (45) 1947年憲法第12章では省と県の自治が明記され、第113条第1項では省、第124条では県についてそれぞれの議会設置と民選議員と規定されている (胡春惠編『民国憲政運動』正中書局, 1978年, 1153, 1155ページ)。
- (46) ただし、コッパーも指摘したが (John F. Copper, *Taiwan: Nation-State or Province?* 3rd ed., Boulder, Colorado: Westview Press, 1999, p. 121), 台湾の民衆が共産主義に魅力を感じたことも、政府の反共宣伝に夢中になったこともないのではなかろうか。国民党政権への不信感が強かったからである。
- (47) 台湾人と外省人の「省籍亀裂」は「族群問題」の一つであり、台湾の「族群」は「閩南人、客家人、原住民九族、外省人」から構成される (張茂桂『共同

- 体』的追尋與族群問題一序論」張茂桂等『族群關係與國家認同』業強出版社，1992年，3ページ。「亀裂（Cleavage）」とは「民族ないしイデオロギーの境界線に沿って政治システムが分裂していること」を意味する（*The Concise Oxford Dictionary of Politics*, Second edition 2003）。
- (48) 社会的亀裂と民主化の関係については、篠原一「歴史社会学者とS・ロッキン」（犬童一男・山口定・馬場康雄・高橋進『戦後デモクラシーの成立』岩波書店，1988年，288-342ページ）参照。
- (49) たとえば、田弘茂（中川昌郎訳）『台湾の政治——民主改革と経済発展』（サイマル出版会，1994年，185ページ）によれば、立法委員は1947年選挙で定員773人中，760人選出され，1949年に470人が台湾に移った。40年経過した1988年2月の時点も216人が終身の万年委員であった。
- (50) 2009年以降，馬英九国民党政権は大陸との経済関係を深化させ，「中国からの影響や干渉」によって台湾の民主化は「今や後退しつつある」と危惧されている（鄭明政「講演」台湾における民主主義と憲法——近時の社会事件や学生運動からみた台湾民主主義の課題』『北海学園大学法学研究』第50巻3・4号，2015年3月，698ページ）。
- (51) Andrew J. Nathan and Helena V. S. Ho, 'Chiang Ching-kuo's Decision for Political Reform', Shao-chuan Leng, ed., *Chiang Ching-kuo's Leadership in the Development of Republic of China on Taiwan*, Lanham, Maryland: University Press of America, 1993, p. 31.
- (52) *Ibid.*, p. 50. 同時代の台湾の民主化を社会学者として観察していた若林正文は著書『台湾：分裂国家と民主化』（東京大学出版会，1992年初版，181ページ）で，蒋介石からの権力継承に力点を置いて1972年時点の蔣経国の政治改革を「限定的ながら，政権の基盤を自ら拡大する方向で行われた。…蔣経国の成功とともに，父蒋介石の影は急速に過去のものとなっていった」と評した。
- (53) 「外部マスコミなど」は「台湾化」と呼んだ（若林正文『台湾：変容し躊躇するアイデンティティ』ちくま新書，2001年，127ページ）。他にも「訓政」から「憲政」への移行にあたって「国家からの財政的な独立」と「財政基盤を確立」のために国民党が創設した「党営事業」は，1960年代に台湾での発展に着手し，「台湾社会に浸透」し，国民党の「台湾化」が始まったという使用法もある（松本充豊『中国国民党：「党営事業の研究」』アジア政経学会，2002年，297-299ページ）。ただし，「台湾化」の定義は必ずしも一致したものがないようであり，別の著者はこの言葉を「政治的人物，特に土着の台湾人が将来，中国本土に支配されないように台湾の政治的独立を維持しようとする」と定義する（George Tsai Woei and Peter Yu Kien-hong, *Taiwanization: Its*

- Origin and Politics*, Singapore University Press, 2001, p. 30)。
- (54) 小谷豪治郎『蔣経國伝——現代中国八十年史の証言』プレジデント社, 1990年, 270ページ。「十項目の行政革新」の内容は, 一般的な第1, 第2項目(儉約を勧め, 虚飾を廃する), 第3から第5項目行政担当者向け(海外出張の無駄を減らし, 国内視察での接待禁止, 私的な宴会・式典禁止), 第6と第7項目は公務員向け(質素な冠婚葬祭, ナイトクラブ等の享樂的施設への出入り禁止), 第8項目は行政の長の各種式典出席を控える。第9項目は残業・出張費の厳格な使用, 第10項目は日常業務の責任の明確化(会議・公文書の効率化, 部下の意見を聞く)などである(『人間蔣経國』編纂委員会(李元平原著)『人間蔣経國: 中華民国奇跡の原動力』世界日報社, 1981年, 233-234ページ)。
- (55) 同上, 『人間蔣経國: 中華民国奇跡の原動力』, 236ページ。
- (56) John F. Copper, *op. cit.*, pp. 41-44. 「身内」とは王正誼であり, 中央公務人員購置住宅補助委員会委員長の地位を利用して金銭を横領する事件を起こした(李松林『蔣氏父子在台湾』下冊, 中国友誼出版, 1993年, 14ページ)。
- (57) こうした弾圧は1950年初め蒋介石・蔣経國の権力強化過程で始まり, その対象として「中共や台湾独立派」が一まとめにされていた(前掲, 松田康博『台湾における一党独裁体制の成立』, 第5章, 364ページ)。
- (58) 前掲, 田弘茂(中川昌郎訳)『台湾の政治——民主改革と政治発展』, 199-204ページ。
- (59) なお, 「党外勢力」のルーツは, 雑誌『自由中国』(1949年11月台北で創刊)の「反共」の「外来の知識人」と「在来政治家」が「地方選挙をきっかけとして, 全島規模の結社を組織し」, 1960年に「中国民主党」の結党直前の編集長の雷震が逮捕され, 廃刊になった事件である(陳建仁『台湾自由民主化史論』御茶の水書房, 2004年, 140-141ページ)。
- (60) 戸張東夫『台湾の改革派』亜紀書房, 1989年, 13-14ページ。中歴事件については, 林正杰・張富忠(楊逸舟訳)『選挙運動——台湾中歴事件についての内幕』(新泉社, 1979年)がある。
- (61) 1978年に台湾党外人士助選団という全島組織が誕生したことに注目し, 反対政党の萌芽とみる研究者もいる(胡佛『政治変遷與民主化』三民書局, 1998年, 73ページ)。しかし, 国民党の一党独裁体制下, かれらはいくまでも「党外」であって, 政党としては非合法なもので公認されたものではない。
- (62) 民主進歩党の立場は「台湾独立」である。翌87年11月7日の第2期黨員代表大会決議文(柳金財『大膽西進? 戒急用忍——民進黨大陸政策剖析』時英出版社, 1998年, 508ページ)参照。1987年結党から2000年の陳水扁政權誕生までの民進黨の15名の指導者へのインタビューを収録した陳儀深主編『從建

中国の民主化と「法の支配」

党到執政：民進党創刊人物訪問記録』(玉山社，2013年)は民進党の結成の経緯を当事者の口述で再現している。ただし，康寧祥，許信良，施明德，陳水扁などの大物が収録されていないので完全ではないと断っている(11ページ)。

- (63) ただし、「2つのタブーである台湾独立と共産主義を自制するかぎり」という条件があったとされる」(Shelley Rigger, 'Political Party and Identity Politics in Taiwan', Larry Diamond and Gi-wook Shin, eds. *New Challenges for Maturing Democracies in Korea and Taiwan*, Stanford, California: Stanford University Press, 2014, p. 120)。民進党結成から約2週間過ぎた10月7日にワシントンポスト社長兼ニュースウィーク総編集人(Katherine Graham)のインタビューに答えて蔣経国は民進党結成の条件として，憲法遵守，反共，台独反対の3つをあげた(李松林・陳太先『蔣経国大伝』下巻，團結出版社，2009年，283ページ)。
- (64) Linda Chao and Ramon H. Myers, *The First Chinese Democracy: Political Life of China on Taiwan*, The Johns Hopkins University Press: Baltimore and London, 1998, p. 326. チャオとマイアーの説の根拠は，郝伯村(王力行採編)『郝総長日記中的經國先生晩年』(天下文化出版社，1994年，1-2ページ)。民主化の準備段階として「富国」と「強兵」を両立させるとして「10数年も前からじっくりと練られていた」とされる(前掲，小谷豪治郎『蔣経国伝：現代中国八十年史の証言』，286ページ)。
- (65) 戒厳令解除の意味は，酒井亨(「台湾の民主化アクター再考——1980年代環境汚染をめぐる『自力救済』運動を中心に」『国際協力論集』第19巻第1号，2011年7月，148ページ)が指摘したように「名実ともに国民党体制への恐怖心が消失した」という解放感にあった。
- (66) 伊藤潔『李登輝伝』，文藝春秋社，1996年，96ページ。
- (67) 臧汀生「李登輝的宮廷闘争」陳儀深・張正州編『會診李登輝』前衛出版社，1996年，67ページ，70-71ページ。Richard C. Kagan(蕭寶森訳・張炎憲校訂)『台湾政治家：李登輝』(前衛出版社，2008年)によれば，宋美齡は李登輝と会って赫柏村の参謀総長留任を迫り，中国との「即時統一」を要求し，高雄を開港して自由港にし，その後中国人の来台を促すよう要求したという(211ページ)。
- (68) 前掲，陳建仁『台湾自由民主化史論』，121ページ，226ページ。
- (69) Mikael Mattlin, *Politicized Society: The Long Shadow of Taiwan's One-Party Legacy*, Copenhagen S, Denmark: NIAS Press, 2011, pp. 4-5. さらに，マトリンは国民党が政権復帰して以降，民主化の「移行の中断」が起きているとも指摘している(p. 15)。

- (70) 戴国輝『台湾という名のヤヌス — 静かな革命への道』三省堂, 1996年, 214-224ページ。同書で戴はこの除幕式を「静かな革命の大いなるイベント」と称した(224ページ)。
- (71) 王甫昌『省籍融合の本質 — 一個理論與經驗の検討』前掲, 張茂桂等『族群關係與国家認同』, 53-100ページ。
- (72) 国民党反主流派にとって「謝罪」は「国民党政權の犯罪」であると認めることになるからである(前掲, 伊藤潔『李登輝伝』, 209ページ)。
- (73) 程玉鳳・李福鐘編『戦後台湾民主運動資料彙編(6) 国会改造』国史館, 2002年, 632-637ページ。
- (74) 拙著『中国と台湾の「民主化の試み」』第4章参照。なお「最初の中国民主政治」という書名でチャオとマイヤーズは「戒厳令に拠って制約された政治中枢の内外の政治エリートの双方は、国の直面する諸問題を解決できるベストの理念と概念について長期にわたって論争しあい、最終的に民主政治がベストであるという点で意見が一致した」と結論付けたが(Linda Chao and Ramon H. Myers, *op. cit.*, p. 304), この結論は筆者の見解に近い。
- (75) 林耀淞『李登輝與国民党分裂』海峡學術出版社, 2004年, 137ページ。
- (76) Mikael Mattlin, *op. cit.*, p. 18.
- (77) その政治取引は1978-79年のことである(丸山勝『陳水扁の時代』藤原書店, 2000年, 100ページ)。
- (78) 磯野新「三重スパイ(?) 江南暗殺の怪」(『中央公論』1985年8月, 310-331ページ)参照。なお, 江南『蔣経国伝』(美国論壇社, 1984年9月初版)として出版されており, 日本語訳(川上菜穂『蔣経国伝』同成社, 1989年)もある。
- (79) 1990年3月14日早朝から国民党中央党部前で台湾大学学生60名が座り込みを開始した出来事に始まる学生運動を井尻秀憲は「台湾版ミニ天安門事件」と呼んだ(井尻秀憲『台湾経験と冷戦後のアジア』勁草書房, 1993年, 107ページ)。ただし, 台湾ではこの出来事は運動のモニュメントとして「ユリ」が飾られ, 「野百合運動」と呼ばれている(蔡石山(曾士榮・陳進盛中国語訳)『李登輝與台湾的国家認同』前衛出版社, 2007年, 262ページ)。
- (80) こうした民主化の成果であろうか, 2006年と2011年に台湾と韓国で「法の支配」に関するアンケート調査が実施され, 「平均して4分の3以上が, 政治指導者は目的達成のために既成の手続きを無視してよい, という考えに反対した」(Chong-Min Park and Yun-han Chu, 'Trend in Attitudes toward Democracy in Korea and Taiwan', edited by Larry Diamond and Gi-Wook Shin, *New Challenge for Maturing Democracies in Korea and Taiwan*,

中国の民主化と「法の支配」

Stanford, California: Stanford University Press, 2014, p. 41)。

- (81) 主権独裁は「既存秩序全体を、その行動によって除去すべき状態とみなす。…現行憲法を停止するのではなく、憲法が真の憲法としての姿でありうるような状態を作り出そうと努めるのである」(前掲, C・シュミット(田中浩・原田武雄訳)『独裁——近代主権論の起源からプロレタリア階級闘争まで』, 157 ページ。傍点は原文)。
- (82) 前掲, 拙著『中国と台湾の「民主化の試み」』第3章第1章第2項参照。サルトリ(岡沢憲美・中野秀之訳)『現代政党学』1巻, 早稲田大学出版部, 1981年, 69-70 ページは, こうした政党国家の特徴を, 第1に政府の役職は党の役職の副産物, 第2に官僚制のメリットシステムと党のキャリアシステムが共存できる, 第3に党政政治家と技術インテリとの亀裂が生じる, 第4に国家の諸機関(政治警察と軍)と政党機関との関係で複雑な問題が生じる, と指摘したが, それぞれ重要なポイントである。
- (83) Yu Kepin, *Democracy and the Rule of Law in China*, Leiden and Boston: Brill, 2014, p. 13. 興味深いことに1997年第15回共産党全体会議は正式に「法の支配に従ったガバナンスの原理」を支持したと俞可平はここで指摘している。なお, 中国語では「法の支配」は「法治」, ガバナンスは「治理」と訳される。
- (84) Min-xin Pei, 'Is China Democratizing?', *Foreign Affairs*, Jan/Feb, 1998, pp. 68-82. 裴明欣(Min-xin, Pei)は, この論文を書いた8年後に著書, *China's Trapped Transition: The Limits of Developmental Autocracy* (Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 2006) を発表し, 「共産党支配下の民主的移行はこうして遥かかなたの, あるいは非現実的とさえいえる展望のように見える」と悲観的に述べた(p. 7)。
- (85) 「関于真理標準討論(1977年7月-1978年12月)」高勇主編『胡耀邦文選(1975-1986)』香港文匯出版社, 2009年, 16-24 ページ。1977年12月に胡耀邦は中央組織部長に就任すると1957年右派闘争以来, 「冤錯假案(冤罪・誤審・でっち上げ)」事件で失脚していた党員の名誉回復を行った。名誉を回復した党員数は, 完全な統計ではないが, 1978年から82年末までに全国で300人以上の幹部, 47万人以上の党員にのぼるとされる(韓洪洪『胡耀邦: 在歴史転折関頭(1975-1982)』, 人民出版社, 2009年, 226 ページ)。胡耀邦と鄧小平との関係は, 1980年1月に胡耀邦が中共中央総書記に就任した時, 「普通ならば, 胡耀邦は鄧小平ら古い世代の革命家が自然法則により政治的舞台から引き下がったあと, 名実あい伴うナンバーワンになるはずであった。しかし, さまざまな要素がからみあい, 胡耀邦はこのチャンスを失った」という趙蔚(王華訳)

(『趙紫陽が夢みた中国』徳間書店, 1989年, 294-295ページ)の指摘が示唆的である。

- (86) David Shambaugh, *China's Communist Party: Atrophy and Adaptation*, Berkeley, Los Angeles: University of California Press, 2008, p. 105.
- (87) 鄧小平は、「实事求是」は「プロレタリア世界観の基礎であり、マルクス主義の思想基礎である。これまでわれわれがおさめた勝利は、みな实事求是によるものであった」といっている(鄧小平「解放思想, 实事求是, 団結一致向前看(1978年12月13日)」『鄧小平文選(1975~1982)』人民出版社, 1983年, 133ページ。同書の日本語訳, 東方書店, 1983年, 208ページ)。また, 1987年3月に米国のシュルツ國務長官に対して自身を「改革派」とか「保守派」というより正確には「实事求是派」と称している(『鄧小平会见舒尔茨』安宗国・劉碩編『鄧小平与外国首脳及記者会談録』台海出版社, 2011年, 39ページ)。なお, 鄧小平の初期の改革開放路線の特徴は, 天兒慧『鄧小平:「富強中国」への模索』(岩波書店, 1996年, 49ページ)によれば, 第1に農村改革の先行, 第2に都市での非国営企業の発展・改革(自主権増大, 工場長責任制), 第3に対外開放の窓口的な都市の指定, 第4に経済権限の中央から地方への譲渡など4点にまとめられる。この第3点の例として経済特区に指定された都市(深圳など)をかかえる広東省の経済発展についてのレポートはエズラ・F・ヴォーゲル(中嶋嶺雄監訳)『中国の実験:改革下の広東』(日本経済新聞社, 1991年)が具体的で読みやすい。
- (88) 大田勝洪等編『中国共産党最新資料集』(上巻, 勁草書房, 1985年, 302-317ページ)。こうした党の組織・人事を担当するのが中国共産党中央組織部(中組部)である。
- (89) 前掲, 『鄧小平文選 1975-1982』, 198-199ページ, 日訳, 304-305ページ。ただし, 鄧小平自身は新設された党中央顧問委員会主任に就任して「院政を敷きはじめた」(西村成雄・国分良成『党と国家:政治体制の軌跡』岩波書店, 2009年, 157ページ)。この中央顧問委員会は1992年10月に廃止されたが(毛里和子『現代中国政治』名古屋大学出版会, 1995年初版, 139ページ), 今日でも習近平政権の背後に江沢民の権威が見え隠れし, 「院政」を想起させる点で変わりが無い。
- (90) 1978年から90年にかけて1千5百万人の新しい幹部が登用され, その数はそれまでの約二倍に上ったという(Bruce J. Dickson, *Democratization in China and Taiwan*, Oxford University Press, 1997, pp. 140-141)。なお, ディクソンは同書で, 政党の環境適応能力を効率的適応と対応的適応に区別して, 国民党と共産党のそれぞれの適応能力にあてはめて, 国民党は効率的適応によ

中国の民主化と「法の支配」

て近代化に成功しただけでなく競争選挙を実施して対応的適応をも果たして民主化も達成できたが、中国共産党は効率の適応に止まり、対応的適応による民主化ができなかったと説明した。

- (91) 経済発展について本稿では触れない。この時期、趙紫陽は四川省第一書記であり、人民公社の解体と農業の戸別生産請負制を実施して成果を挙げた（矢吹晋『鄧小平』講談社現代新書、1993年、101-102ページ）。蔡文彬主編『趙紫陽在四川（1975-1980）』新世紀出版社、2011年がある。なお、加藤弘之「中国は『中国モデル』から決別できるか」（渡辺利夫+21世紀政策研究所大橋英夫編『ステート・キャピタリズムとしての中国：市場か政府か』勁草書房、2013年、11ページ）は、中国の開発モデルの本質を「開発独裁モデル+漸進主義モデル+大国モデル」とあり、市場競争を「ルールなき（ルールが曖昧な）環境」と見ているが、共産党一党制の政治規範が憲法を含むあらゆる法規範に党が優位していることを示している興味深い。ある鄧小平伝の著者が指摘したように「もともと共産国家は、憲法があって政治が行われるのではなく、政治路線に合わせて憲法が作文されるのである」（李天民『鄧小平正伝：中共の権力者——その人物と命運』千曲秀出版社、1986年、244ページ）。
- (92) 『中国共産党最新資料集（1981年6月～1984年10月）』下巻、勁草書房、1986年、405-407ページ。
- (93) 前掲、竹花光範『中国憲法論序説』、125-126ページ。なお、このような「党政分工」の原則は天安門事件後、1993年の憲法改正で「後退ないし有名無実化」したと竹花は評した（同上、156-157ページ）。
- (94) 前掲、趙蔚（玉華訳）『趙紫陽の夢みた中国』、285ページ。前掲、『中国共産党最新資料集』下巻、442-462ページ。ここでは、企業の活力、合理的な価格体系、そのための行政と企業の切り離し、「経済責任性」と労働に応じた分配の原則、新しい人材の起用を挙げる一方、「党の指導強化」が付け加えられていた。趙紫陽は「中国式社会主義」の活性化を目標にしていた。趙紫陽のこの活動も、1984年6月の鄧小平の「中国の特色をもつ社会主義を建設しよう」という呼びかけに基づくものであった（前掲、天児慧『鄧小平：「富強中国」への模索』、53ページ）。
- (95) この「政治改革」について最近の調査研究によれば、「改革のリベラルなレベルと共産党の態度との間には負の相関関係が確認される」と悲観的に評価されている（Zaijun Yuan, *The Failure of China's "Democratic" Reforms*, Lanham, Maryland: Lexington Books, First paperback edition 2013, p. 145）。
- (96) 前掲、『鄧小平文選（1975-1982）』、281ページ、日訳、428-429ページ。

- (97) 同上, 456 ページ。ピーレンboomによれば, 鄧小平は党政分離の措置をほとんど取らなかつたが, 「省レベルの党書記は省主席, 市長, 県長のポストを辞職させられたが, 党と国家の制度的つながりはそのままだった」という (R. Peerenboom, *op. cit.*, p. 190)。
- (98) 方励之の党籍剥奪の根拠となった文献は「民主, 改革, 現代化」(方励之(末吉作訳)『中国よ 変われ: 民主は賜るものではない』学生社, 1989年, 208-274 ページ)とされ, ここで方励之は「民主は必ず各個人の人権を基礎とする。…民主の発揚という, これは上から下へとそれを発揚させることを指す。このやり方はそれ自体が間違いである」と主張した(224 ページ)。そのほか方励之の見解は刈間文俊・代田智明編『立ちあがる中国知識人: 方励之と民主化の声』(凱風社, 1989年)参照。当時の中国人知識人の政治体制改革論について厳家其(末吉作訳)『中国への公開状』(学生社, 1990年)は「中心問題は権力の過分集中問題を解決すること」といっている(167 ページ)。
- (99) 楊中美(兒野道子訳)『胡耀邦: ある中国指導者の生と死』(蒼蒼社, 1989年, 227-230 ページ)は1月16日中央政治局拡大会議のこの決定を党規約に照らすと総書記の権限(中央政治局会議, 中央政局常務委員会の召集権限)を無視して違法であり, 「老人のクーデター」とみなした。趙紫陽は拡大会議の形式は「組織原則に符合しないが, 鄧小平としては問題を解決して衝撃を減らすつもりだった」と理解を示している(趙紫陽『国家的囚徒: 趙紫陽の秘密録音』時報出版, 2009年, 277 ページ。河野純治訳『趙紫陽極秘回想録: 天安門事件「大弾圧」の舞台裏』, 光文社, 2010年, 214 ページ)。胡耀邦失脚の原因を, 胡のブレーンの一人は, 3つ挙げている。第1に名誉回復した保守派の幹部(楊尚昆, 彭真, 薄一波)の権力が拡大するのを大目に見過ぎたこと, 第2に「思想は変わるが, 人は変わらない」と信じていたこと(胡耀邦がトップだった各組織の後任, 中央党校校長王震, 中央組織部長宋任窮, 中央宣伝部長鄧力群は胡耀邦の「民主改革」に反対した), 第3に組織問題における権力闘争に対する警戒心に欠けたこと(阮銘(鈴木博訳)『中国的転変: 胡耀邦と鄧小平』社会思想社, 1993年, 48-51 ページ)。鄧小平側からすれば, 第1に政治・イデオロギー改革が急進的すぎる(鄧小平の政界引退の意思を見誤った), 第2に官僚の腐敗追及への反発(胡喬木の息子逮捕), 第3に趙紫陽が反改革派に与したとする(劉寶雁・阮銘・徐剛(鈴木博)『天安門よ。世界に語れ: 6月4日・中国の危機と希望の真実』社会思想社, 1990年, 104-106 ページ)。
- (100) 趙紫陽「沿着有中国特色的社会主义道路前途(1987年10月25日)」中共中央文献研究室編『十一届三中全会以来党的歴次全国代表大会中央全会重要文献選編』中央文献出版社, 1997年, 439-498 ページ。

中国の民主化と「法の支配」

- (101) Min-xin Pei, *op. cit.*, p. 52.
- (102) 前掲, 趙紫陽「沿着有中国特色的社会主义道路前途 (1987年10月25日), 472 ページ。
- (103) 同上, 471 ページ。
- (104) Min-xin Pei, *op. cit.*, p. 52.
- (105) 天安門事件後, 党代表 (党グループ) と「対口部」は1987年以前に戻り, これらの機関は1992年の党規約で制度化された (前掲, 毛里和子『現代中国政治』, 158 ページ)。
- (106) David Shambaugh, *op. cit.*, p. 145. なお, 中央宣伝部は「メディア管理を担当すると同時に, 歴史をめぐる論争においても大きな役割を担う。…教育部を使って学校の教科書を審査し, シンクタンクや大学の研究発表の内容をチェックする, 中央統一戦線工作部を使って, 『歴史的に正しい』資料を香港や台湾の同胞向けに準備する」, 他方, 組織部は「公的機関の幹部の人事ファイルを維持・管理し, 幹部役人の政治的信頼度や過去の業務実績を把握している」という (リチャード・マクレガー (小谷まさ代訳) 『中国共産党: 支配者たちの秘密の世界』草思社, 2011年, 358 ページと125-126 ページ)。
- (107) 現行中国憲法は, 檢察機関は「裁判機関と同等の司法機関」とされ (熊達雲『法制度からみる現代中国の統治機構: その支配の実態と課題』明石書店, 2014年, 120 ページ), 人民法院は1979年の人民法院組織法の「独自に裁判を行い, 法律にのみ従う」を修正して「法律規定に基づき独自の裁判権を行」うとして (現行1983年人民法院組織法), 共産党の指導を明確にした (同上, 136 ページ)。一方, 党規律検査委員会は独自の裁判機能を持ち, 「容疑者を事実上拉致し, 正式な事件として訴訟手続きを取るかどうか決定されるまで拘留して訊問する。取り調べを受ける役人たちは家族に電話する権利や弁護士を雇う権利は与えられず, 裁判も行われず, 法制度に委ねられることもなく, 最大6カ月まで拘留される」 (同上, リチャード・マクレガー (小谷まさ代訳), 221 ページ)。
- (108) Min-xin Pei, *op. cit.*, p. 52. 同上, 熊達雲, 56-62 ページに詳しい。
- (109) 前掲, 加茂具樹「中国共産党の憲政——活動の法制度化と領導の法制度化」, 21-24 ページ。ただし, 全人代は憲法上, 立法権, 人事権, 決定権, 監督権等の職権を有しているが, 「その機能を有名無実化され, 実質的な権力をもっておらず, 『ゴム印』と揶揄されている状況にある」 (江利紅『現代中国の統治機構と法治主義』中央経済社, 2012年, 89-92 ページと97 ページ)。一番重要な問題は, 「全人代が国家の立法権を独占しているわけではない。また, 『議行合一』の原則に基づき, 行政機関としての國務院が立法権を行使することがで

きる」ことであろう（同上、63ページ）。このように立法主体が「多重」であることの弊害に対処するため2000年3月の「立法法」を制定する必要が生まれた。つまり、立法件数の増加に伴って「法主体間の立法権限の衝突、各地方間の対抗立法や重複立法、各『法』間の矛盾、立法手続および立法に対する監督体制の欠如などの問題が生じた」からである（同上、132ページ）。

- (110) Kevin J. O'Brien, *Reform without Liberalization: China's National People's Congress and Politics of Institutional Change*, 1st published, Cambridge University Press, 1999, p.179. ごく最近の研究書によれば、1979年以降、競合的な法作成機関の拡大、立法の質の向上、法作成手続きの体系化と透明性が進んだが、その反面、法の統一性と一貫性の問題が出現しており、法律を急いで作り、新情勢の展開に従って修正される傾向があると指摘されている（Yuwen Li and Jan-Michiel Otto, 'Central and Local Law-Making: Studying China's Experience', eds. Eduard B. Vermeer and Ingrid d'Hooghe, *China's Legal Reforms and Their Political Limits*, London and New York: Routledge, 2014, pp.26-27）。
- (111) 前掲、趙紫陽「沿着有中国特色的社会主义道路前途（1987年10月25日）、478-481ページ。
- (112) Min-xin Pei, *op. cit.*, p.74. 2000年当初、人民代表大会は「民意機関」に脱皮しつつあると期待されていた（唐亮『変貌する中国政治：漸進路線と近代化』東京大学出版会、2001年、222ページ）。これら中国における末端レベルの選挙研究の嚆矢は、史衛民・雷競璇『直接選挙：制度与過程—県（区）級人大代表选举実証研究』（中国社会科学出版社、1999年）と史衛民『公選与直選：乡镇人大选举制度研究』（中国者科学出版社、2000年）であろう。
- (113) 前掲、江利紅『現代中国の統治機構と法治主義』、229ページ。
- (114) Min-xin Pei, *op. cit.*, p.75. ツァオによれば、経済発展がかえって競争選挙を遅らせ、現職者は新たに獲得した経済資源を使って自己の権力を強化している。その方法としては、第1に農民を村の当局にそれまで以上に依存させ、第2に資源を有する現職者が農民を選抜し、第3に支持者を買収して中央政府の競争選挙実施要求を無視する（Suisheng Zhao, 'China's Democratization Reconsidered', Suisheng Zhao ed. *China and Democracy: Reconsidering the Prospective for a Democratic China*, New York and London; Routledge, 2000, p.14）。見方を変えれば、改革開放後、農民は「旧慣行をばねとして新しい状況に対応していった」ということもできる（内山雅生「農村変革と農業旧慣行」三谷孝ほか『村から中国を読む：華北農村50年史』青木書店、2000年、201ページ）。

中国の民主化と「法の支配」

- (115) 張文明『中国村民自治の実証研究』御茶の水書房、2006年、317-329ページ。村民の自由投票は「海選」といわれるが、この制度は「村民委員会の選挙そのものに採用されているのではなく、その前段階の、候補者を決定するための推薦投票に採用されている」（田中信行「中国村民委員会の選挙改革」『中国研究月報』第56巻第1号（647号）、2002年1月、7ページ）。人民委員選挙開始後、20年を経て下された、もっと公平な評価としては、「村民委員会の運営、有権者登録、候補者指名、選挙運動、秘密投票、代理投票に関連する有意な変更が実施され、権力へのアクセスは広がった。しかしながら、ほとんどの地方におけるデモクラシーの質は依然としてどうしようもなく低い。その主な理由は、選挙が終われば、村民委員会は驚くほどに変化に乏しい社会政治環境に置かれているからである」（Kevin J. O'Brien and Rongbin Han, 'Path to Democracy?: Assessing Village elections in China', eds. Kevin J. O'Brien and Suisheng Zhao, *Grassroots Elections in China*, New York and London: Routledge, 2011, p. 19）。
- (116) 前掲、趙紫陽「沿着有中国特色的社会主义道路前途」、470ページ。ただし、天安門事件後、6月23-24日に開催された第13期4中総会で趙紫陽は、かつて「経済的改革者、政治的保守主義者」だったが、近年、考え方が変わり、「政治改革を優先しないと経済改革の難問は解決が難しくなるだけでなく社会・政治の各種矛盾がますます先鋭化する」と述べている（張良編『中国「六四」真相』明鏡出版社、2001年、444ページ。山田耕介・高岡正展訳『天安門文書』文藝春秋社、2001年。張良編『中国「六四」真相』明鏡出版社、2001年、1019ページ。山田耕介・高岡正展訳『天安門文書』文藝春秋社、2001年、435ページ）。
- (117) 趙紫陽『国家的囚徒：趙紫陽の秘密録音』時報出版、2009年、38-40ページ。河野純治訳『趙紫陽極秘回想録：天安門事件「大弾圧」の舞台裏』、光文社、2010年、38-39ページ。趙紫陽は、学生たちが胡耀邦を、名誉回復、腐敗撲滅などを改革の指導者とみなし、かれの失脚理由に反発し、政治・経済改革停止に不満だったことを挙げている。天安門の学生指導者の一人は、胡耀邦を「党指導者のなかでつねに最も開放的で誠実な人物」と見ていた（沈彤（石戸谷滋訳）『革命寸前 天安門事件・北京大生の手記』草思社、1992年、188ページ）。
- (118) 同上、44ページ。河野純治訳、46ページ。
- (119) 趙紫陽が北朝鮮に外遊すると、李鵬が北京市党委員会幹部を集め、まず政治局常務委員会に、次いで鄧小平に報告するよう求めた。この報告を聞いた鄧小平は「反党・反社会主義動乱」ときめつけた（マックファーラー英語版序「改革の設計師」前掲『国家的囚徒：趙紫陽の秘密録音』、14ページ。日本語訳、

30 ページ)。趙紫陽自身はゴルバチョフとの会談で鄧小平が共産党の最高指導者であることを指摘したことが誤解されたと考えている（同上、80-81 ページ。日本語訳、103 ページ）。阮銘によれば、趙紫陽は李鵬を過小評価したという（前掲、鈴木博訳『鄧小平帝国の末日』三一書房、1992年、250 ページ）。李鵬（1928-現在）は、2014年に『李鵬回憶録（1928-1983）』（中国電力出版社・中国文献出版社、2014年）を出版するが、1983年6月に趙紫陽の下で副首相になる前で筆を置き、それ以降、「六四」まで触れていない。

- (120) 趙紫陽は1987年1月の政治局拡大会議で胡耀邦辞任を承認する決定に異議を唱えなかったことを回想録で次のように自己弁護している。第1に鄧小平と胡耀邦の話し合いで辞任がすでに決まっていた、第2に1986年12月の学生デモ以降、胡耀邦が党長老に無視され仕事が出来なくなっていた、という（前掲、趙紫陽『国家的囚徒：趙紫陽の秘密録音』、217 ページ。日訳、281-282 ページ）。ベンジャミン・ヤン（加藤千洋・優子訳）『鄧小平政治的伝記』（朝日新聞社、1999年、271 ページ）が「鄧を喜ばすと同時に、胡の苦境をうまく利用するために、趙紫陽は反胡耀邦の立場を取る党長老の側に立った」というのは的確な評価であろう。ここでは趙紫陽と胡耀邦は二人とも鄧小平という指導者への尊敬の念こそあれ、改革のために鄧小平と対決しなければならないとは考えていない（趙紫陽の場合は、3回目の失脚前夜の1975年に鄧小平から四川省の党政全権を任された。前掲、趙蔚『趙紫陽の見た夢』、243 ページ。胡耀邦の場合は、前掲、阮銘（鈴木博訳）『中国的転変』、142 ページ）。それどころか危機に際して改革派としての同志意識を持つというよりも、党員の組織原理に従って行動していたことが指摘できる。

- (121) 鄧小平は1989年5月17日、自宅で開催した常務委員会で、学生たちの背後にいる連中のスローガンは「共産党打倒」と「社会主義制度の転覆」だと言い切っていた（前掲、張良編『中国「六四」真相』、444 ページ。日訳『天安門文書』文藝春秋社、2001年、203 ページ）。興味深い点は、胡耀邦が陝西省党委第一書記の時、副秘書長を勤めた林牧（1927-2006）がその回想録『燭燼夢猶虛：胡耀邦助手林牧回憶録』（新世紀出版社、2008年、269 ページ）で「鄧小平が銃撃で人を殺しタンクで人を轢き殺すことができるとはだれも全く想像していなかった」と言っている点である。胡耀邦がテクノクラートだったのに対して鄧小平は「銃口から政権が生まれる」といった毛沢東と同じ革命家だったことが分かるであろう。

付記：本稿は中村文隆・大胡修両先生にも献呈し、中村・大胡・秋元の三先生のこれまでのご厚誼に感謝申し上げます。